

福祉教育委員会資料

豊橋市指定史跡 吉田城址保存活用計画 (案)

令和5年2月21日

教育部美術博物館

目 次

第1章 計画策定の目的と経過	
第1節 計画策定に至る経緯	4
第2節 計画策定の目的	5
第3節 計画策定の体制	5
第4節 計画策定の経過	5
第5節 上位計画及び関連する諸計画	5
第6節 計画の実施期間	10
第2章 史跡の概要	
第1節 指定に至る経緯	11
第2節 指定の状況	12
第3節 立地環境	18
第3章 史跡の本質的価値	
第1節 史跡の本質的価値	28
第2節 史跡を構成する諸要素	28
第3節 史跡周辺の諸要素	29
第4章 史跡の現状と課題	
第1節 史跡周辺の諸要素に関わること	30
第2節 史跡の保存管理に関わること	31
第3節 史跡の活用に関わること	31
第4節 史跡の整備に関わること	32
第5節 史跡の運営・体制に関わること	32
第5章 保存活用の大綱と基本方針	
第1節 大綱（ヴィジョン）	34
第2節 基本方針	35
第6章 保存管理	
第1節 方向性	36
第2節 方針	37
第7章 活用	
第1節 方向性	45
第2節 方針	46
第8章 整備	
第1節 方向性	50
第2節 方針	51

第9章 運営・体制の整備	
第1節 方向性	58
第2節 方針	59
第10章 施策の実施計画	61
第11章 経過観察	
第1節 方向性	61
第2節 方針	61
資料編	
資料1 策定組織	66
資料2 策定委員会及び各部会の経過	67

第1章 計画策定の目的と経過

第1節 計画策定に至る経緯

豊橋市指定史跡 吉田城址は、戦国時代に築かれた今橋城を基に発展し、東三河の中心として栄えた吉田城の城址である。学術的な関心は古く、昭和46年に郷土史家による発掘調査が行われている（高橋1972^{※1}）。その後、昭和52年以降は開発事業に伴う緊急発掘調査が次々と行われることとなった。城址が豊橋市街地中心部に位置するために開発は続き、昭和から平成にかけて行われた発掘調査の大半が、遺跡の記録保存を目的とするものであった。

そうした中で、大きな転換点となったのが、平成29年度に実施された鉄櫓台西側堀底の発掘調査である。これは城址全体としては第51次に当たり、城址の本質的価値の把握に向けた初めての確認調査となった。この調査により、鉄櫓台の石垣が安土桃山時代としては東海地方屈指の規模を誇るとともに、全国的にも他に例を見ない工法で築かれていることが明らかになった^{※2}。調査成果は、市内外から大きな注目を集め、吉田城が豊臣政権の全国支配における重要な城郭であったことが知られるようになり、関心が高まる大きな原動力ともなった。

また、時期を同じくして、平成29年度には財団法人日本城郭協会による「続日本100名城」に選定されるとともに、全国的な城ブームの後押しを受け、城址観光を目的とする来場者が増えていった。このように、吉田城址への注目は、近年着実に高まっている。

そして、市街地にありながら良好な遺構が残る吉田城址は、本市の歴史を象徴する重要遺跡であり、市の文化財として長く保存し活用すべきものとして、本市教育委員会は、令和4年3月30日に市の史跡に指定した。

しかし一方で、明治維新以来、150年以上にわたり文化財としての十分な管理が行われてこなかった遺構にはダメージが蓄積し、令和元年度から令和3年度にかけて本丸の石垣が立て続けに転落・崩落するなど、文化財保護のみならず、来場者の安全管理上でも重要な課題が次々と明らかになっていった。

以上のように、吉田城址は、本市を代表する文化財である。その貴重な価値を市民の共有財産として後世に継承するために、本市では、城址の積極的な保存と整備活用を目指し、その具体的な指針と構想を定める「豊橋市指定史跡 吉田城址保存活用計画」を策定することとなった。

※1 高橋延年・柳史朗 1972『三州吉田城の石垣と刻印』

※2 豊橋市教育委員会 2020「市内遺跡発掘調査—平成29年度—」『豊橋市埋蔵文化財調査報告書』第152集

第2節 計画策定の目的

史跡の位置する地域的特性を踏まえ、史跡の保存と活用に万全を期すため、保存管理、活用、整備、運営・体制等について検討した。そして史跡の価値を後世に確実に継承するとともに、活用を進めるため、新たに保存活用計画を策定する。

第3節 計画策定の体制

この計画の策定に当たり、豊橋市指定史跡吉田城址保存活用計画策定委員会を設置し、史跡の保存と活用の基本的方針及び構想に関すること、計画書の作成に関することなどについて、資料1の体制で審議・検討を行った。

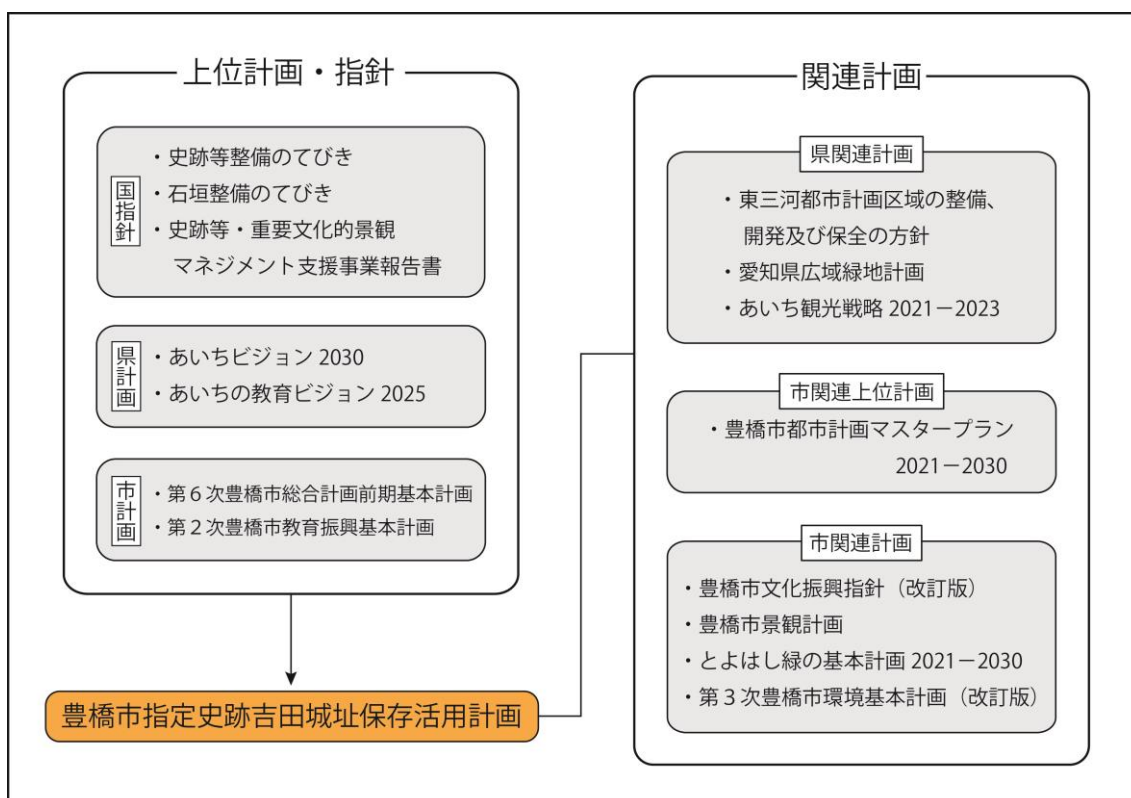
第4節 計画策定の経過

保存活用計画は、令和4年度に検討を行った。策定委員会及び各部会の開催経過は資料2のとおりである。

なお、幅広く市民からの意見を集約するため、令和3年9月1日（水）から11月15日（月）にかけて、無作為に抽出した市民5,000名を対象に、郵送による事前のアンケートを実施しており、計画策定にはこの結果も参考にしている。

第5節 上位計画及び関連する諸計画

図1 諸計画・指針との関係（イメージ図）



本計画は、文化財保護法の趣旨を踏まえ、下記の文化庁監修のてびきや各種関連計画等との整合を図りながら、景観・伝統文化・文化財の保護とその担い手の育成による歴史の継承、伝統文化・文化財の魅力発信、伝統文化・文化財に親しむ機会の充実などを推進していくこととする。

○文化庁文化財部記念物課監修 指針

- ・「史跡等整備のてびき」
- ・「石垣整備のてびき」
- ・「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」

○上位計画

- ・「あいちビジョン 2030」
- ・「あいちの教育ビジョン 2025－第四次愛知県教育振興基本計画－」
- ・「第6次豊橋市総合計画前期基本計画」
- ・「第2次豊橋市教育振興基本計画」

○関連上位計画

- ・「東三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（東三河都市計画マスタープラン）」
- ・「愛知県広域緑地計画」
- ・「あいち観光戦略 2021－2023」
- ・「豊橋市都市計画マスタープラン」

○関連計画

- ・「豊橋市文化振興指針（改訂版）」
- ・「豊橋市景観計画」
- ・「とよはし緑の基本計画 2021－2030」
- ・「第3次豊橋市環境基本計画（改訂版）」

●史跡等整備のてびき

平成17年度に文化庁文化財部記念物課が監修した『史跡等整備のてびき』においては、史跡を適切に保存し、次世代へと確実に伝達していくためには、史跡の価値を明確にし、それを適切に保存管理するための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準を保存管理計画として策定することが必要であると位置づけている。『史跡等整備のてびき』は国指定史跡等を基本として記述されているが、その他都道府県及び市町村指定史跡においても、これに準拠した対応が必要であると明示されている。このことから吉田城址保存活用計画においても、『史跡等整備のてびき』の基本的な考え方に準拠しつつ、豊橋市指定史跡である吉田城址の現在的な環境を鑑み、柔軟性を持った整備活用の方向性を定めていく。

●石垣整備のてびき

平成 26 年度に文化庁文化財部記念物課が監修した『石垣整備のてびき』は、石垣を城址や寺院の骨格を成す遺構と位置づけ、整備を適切に進めるための理念や、計画・設計の原則と方向性、管理・修復等に関する方向性を示している。

●史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書

平成 26 年度に文化庁文化財部記念物課が監修した報告書で、全国の史跡等・重要文化的景観のマネジメントの現状を把握し、それらマネジメントの理想的な在り方を導き出し、所有者及び管理団体、地方公共団体等に示し、適切な保存・管理・整備・活用を実現させるとしている。参考資料として、史跡等保存活用計画の標準構成・作成の留意点が添付されている。

●あいちビジョン 2030

愛知県において、重点的に取り組むべき政策の方向性を示す本計画では、東三河地域において、「中京大都市圏「東の拠点」として、全国・世界とつながる魅力的な地域」を形成するため、「吉田城、長篠城などの城郭・城址や、歴史街道である東海道を活用した「お城観光」「街道観光」や、奥三河の伝統文化「花祭」を活かした観光振興など、地域の歴史・文化を活用した観光客の誘致を図る」としている。

●あいちの教育ビジョン 2025—第四次愛知県教育振興基本計画—

愛知県の教育振興基本計画である本計画においては、教育文化活動の基本的な取り組みの柱のひとつとして「ふるさと教育の推進と新たな文化の創造」が位置づけられており、その施策の方向として、「歴史の中で生み出され、育まれ、今日まで守り伝えられてきた伝統・文化や文化財の保存を図り、次代に継承していくとともに、その魅力が県内外に伝わるよう公開・活用を推進していく」ことが求められている。

●東三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（東三河都市計画区域マスタープラン）

愛知県が都市計画区域ごとに、一市町村を越えた広域的な見地から都市計画の基本的な方針を定めるもので、主要な都市計画の決定等の方針として、「地域の歴史・景観資源となる特色ある緑を確保するため、御油の松並木や吉田城址、田原城跡などの歴史・文化資源と一体となった緑地の保全や公園などの整備を促進する」としている。

●愛知県広域緑地計画

愛知県の都市計画区域全体の緑化を推進するに当たり、市町村の区域を越えた広域的観点から、県内の緑に対する考え方や目標を定める本計画において、歴史・伝統文化と一体となった緑の例として豊橋公園（吉田城址）が示されている。これら資源や空間を地域の魅力づくりに繋げるよう、歴史・伝統文化と一体となった緑の保全を図っていくとともに、資源や空間の活用を図っていくことが求められている。

●あいち観光戦略 2021－2023

愛知県の観光振興の基本計画である本計画においては、県ならではの魅力のひとつとして歴史（武将・城郭・街道等）をあげ、それらコンテンツの展開例として、歴史的遺産や文化財等の観光資源としての活用の促進や、地域の歴史、産業、自然、文化等をテーマとした県民向けの学習機会の提供等をあげている。特に城郭については、テーマ観光領域を推進するための体制として、愛知のお城観光推進協議会を通じた取り組みを行うとしている。

●第6次豊橋市総合計画前期基本計画

本市のまちづくりの方針として、「私たちがつくる 未来をつくる」を基本理念とし、目指すまちの姿として「未来を担う 人を育むまち・豊橋」の実現に向け、まちづくりを進めていくことを掲げている。

本総合計画における基本計画のうち、分野別計画「互いを尊重し合い、心豊かに暮らせるまち」のひとつとして「美術の振興と歴史文化の継承」を掲げ、取り組みの基本方針として、文化財の保護と次世代への継承のため、「馬越長火塚古墳群や吉田城址、葦毛湿原などの貴重な文化財を次世代に継承するため、それぞれの特性に応じた保存と活用に取り組むほか、さまざまな学習プログラム等を展開し、文化財への市民の意識を高めるとともに、自主的な文化財保護活動を促進していく」としている。

また、豊橋公園を含む都市公園について、市内の緑の環境の課題として樹木の大木化・老木化の進行や、それらの更新の必要性が掲げられるほか、観光分野における地域資源の磨き上げの必要性、多種多様な魅力と連携したプロモーション活動の必要性、さらには、都市計画分野における自然環境や歴史文化などの景観資源を生かしつつ、調和のとれた景観を形成することの必要性などを掲げている。

●第2次豊橋市教育振興基本計画

本市の教育行政の指針となる本計画においては、基本政策である「美術の振興

と歴史文化の継承」の柱の1つとして「文化財を活用し伝える活動の推進」を挙げている。そのための課題として、吉田城についての整備や調査による再評価を行い、新たな魅力を創出する必要性を指摘している。こうした課題を解決し、目標の実現に向けた取り組みとして、整備と活用を推進し、豊橋市の魅力を伝える文化財の価値を高め、教育だけでなくまちづくりや観光にも資することが示されている。

●豊橋市都市計画マスタープラン 2021-2030

本市の都市計画の基本的な方針を示す本計画においては、都市づくりの基本理念「私たちが未来へつなぐ 住みよく活力あるまち豊橋を」の目標実現のための基本方針の1つとして、「自然豊かな美しいまち」を挙げ、その具体的な内容として「地域らしく心地よい景観を次世代に引き継ぐため、地域の成り立ちやさまざまな自然、歴史・文化などの景観資源を大切にするとともに、新しく魅力ある景観を創出し、誇りと愛着を感じる美しい景観を形成する」としている。

●豊橋市文化振興指針（改訂版）

本市の文化振興の指針となる本計画においては、「文化がみえるまち」の実現を理念とし、基本方針のひとつとして「地域にある文化資源の活用」を推進することとしている。その中の基本施策「文化財の保存・活用」として、市民共有の財産である有形・無形文化財を保存し、次世代へ継承していくとともに、デジタルデータ化についても検討していく。また、文化財に関する講演会や講座、体験学習などを開催することで、豊橋への愛着と誇りを育む機会の創出に取り組むこととしている。

●豊橋市景観計画

本市の景観形成の基本的な考え方を示す本計画においては、市内の主な景観資源のひとつとして吉田城址が位置づけられている。同計画において、市街地一帯は「まちの景～市街地地域～」として位置づけられており、地域全体として、歴史文化資源を活かしながら、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進め、公園や河川において緑と水に親しめる空間を創出することが方針づけられている。

また、史跡の北を流れる豊川や、史跡のはるか北東部にそびえる石巻山についても重要な景観資源として位置づけられている。特にこれらを一体的に眺めることができる吉田大橋（国道1号の区間）については、石巻山眺望保全指針において、良好な眺望景観形成における眺望地点に定められている。さらに、豊川対岸は、吉田城址方面を眺める重要な眺望点として景観資源ガイドマップに示さ

れている。

●とよはし緑の基本計画 2021－2030

本市の緑地の適切な保全や緑化の総合的な計画である本計画においては、身近な緑の拡充と豊橋の文化継承を実現するため、豊橋市の文化に根差す緑と一帯になった歴史資源の保全と活用の施策を行うとし、「重要な歴史資源である吉田城址の石垣の積み直しや土塁の修復など、遺構の保存と整備を進める」としている。また、豊橋駅を含む中心市街地及び豊橋公園を含むエリアを「緑化重点地区※」に位置づけている。

※ 都市緑地法第4条第2項の中で、緑の基本計画の策定項目として定める「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のこと。ただし、緑化重点地区に設定された土地であっても、直ちに緑化推進に関する規制等が適用されるわけではない。

●第3次豊橋市環境基本計画（改訂版）

本市の環境保全に関する長期的な目標及び施策の方向性を定める本計画においては、環境に関する教育・啓発を推進することを目標に、郷土を大切にする心の醸成を図るとしている。そのために、①地域の文化財や歴史資源を継承し、新たな魅力や価値の創出を図ること、②郷土への誇りや愛着を育てる郷土学習を推進すること、等の取り組みをあげている。

第6節 計画の実施期間

本計画期間は、令和5（2023）年度から令和12（2030）年度までの8年間とする。

第2章 史跡の概要

第1節 指定に至る経緯

吉田城址への関心は古く、初代豊橋市長である大口喜六は、昭和12年に刊行した著書『國史上より見たる豊橋地方』において、今橋城以来の吉田地域の発展と政治・交通・軍事史について、吉田城の歴史を中心に述べている。城址の遺構に関する関心から、昭和46年には郷土史家である高橋延年氏・柳史朗氏らによる石垣の発掘調査が実施され、『三州吉田城の石垣と刻印』が刊行された。

学術的な関心の一方で、昭和52年に行われた豊橋市美術博物館や市役所の庁舎建設工事を皮切りとして、令和4年度までに開発事業に伴う50次以上の発掘調査が行われた。これら調査では、城址の歴史を把握する上で貴重な成果が得られた一方で、多くの遺構は記録保存の後滅失した。そうした中、平成29年度からは、城址の本質的価値の把握を目的とした保存のための確認調査に着手した。

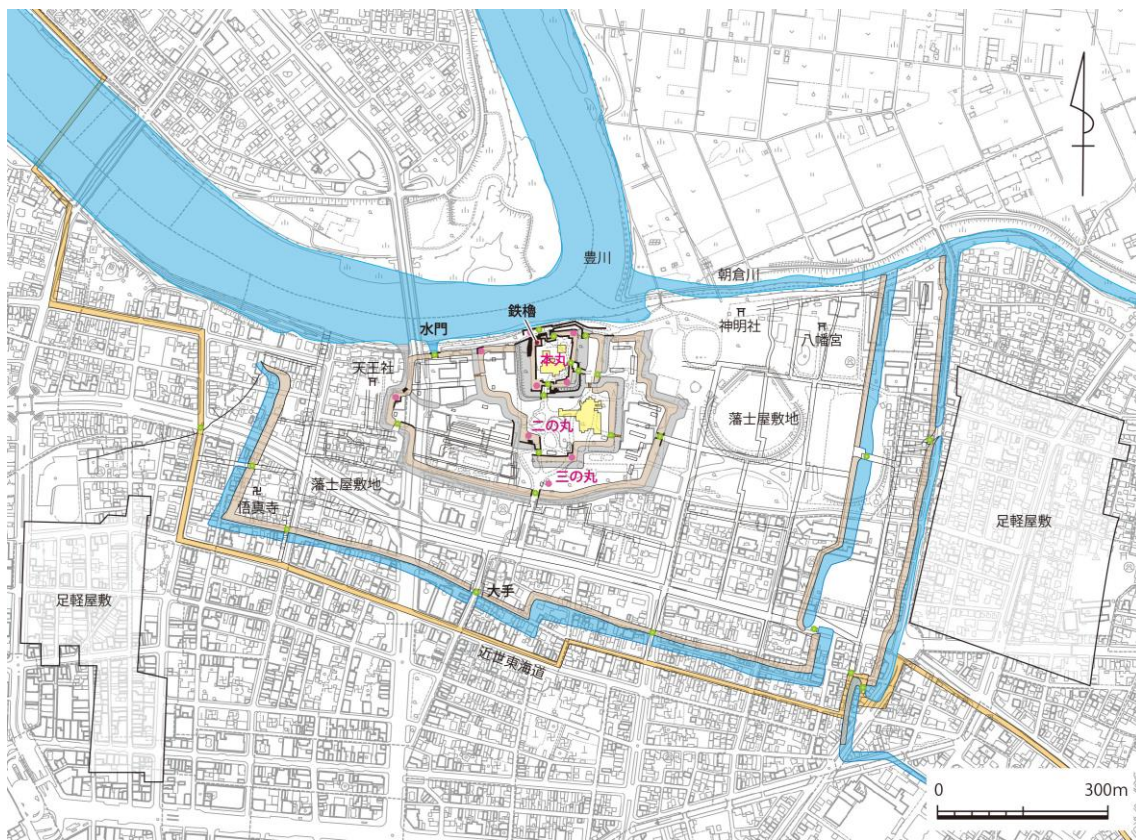
また、遺構は損傷が進み、近年では石垣の転落・崩落が続いている。本市ではこれら石垣の解体修復工事に令和3年度から取り組んでおり、これに伴う内部構造の確認や損傷原因の把握を目的とした発掘調査を実施している。

調査研究成果については、豊橋市美術博物館での企画展『吉田城と歴代城主（平成元年度）』『吉田城と城下町（平成17年度）』『みかわの城ー吉田城と天下人ー（平成30年度）』『吉田城と三河吉田藩ー藩主大河内松平家の歴史と文化ー（令和2年度）』、同様に豊橋市文化財センターでの企画展『太平の礎ー東三河の城（平成28年度）』のほか、シンポジウム『吉田城築城500年記念 吉田城シンポジウム（平成17年度）』『城の魅力ー吉田城と戦国ー（平成29年度）』『池田輝政の吉田城（令和元年度）』『楽しく学ぶ吉田城（令和4年度）』『石垣を守る・直す・魅せる！（令和4年度）』などで発表している。また、先述の発掘調査においても、現地説明会を開催し情報の発信に努めている。

これらイベントに対する市民の関心は高く、さらに財団法人日本城郭協会による『続日本100名城（平成29年度）』への選定や、全国的な城ブームによる関心の高まりがあり、本市の事業以外にも各団体によるイベントや講演会が開催されている。代表的なものとして、中世城郭研究会による『第35回 全国城郭研究者セミナーシンポジウム 馬出しを考えるー一定義と分布ー（平成30年度）』や、豊橋青年会議所による『全国城下町シンポジウム豊橋大会（令和元年度）』がある。

近年の調査研究の進展による文化財としての価値や評価の高まり、さらに市内外からの関心の高まりを受け、令和4年3月30日に吉田城址は豊橋市指定史跡に指定された。

図2 吉田城の範囲と構造



第2節 指定の状況

以下に指定説明とその範囲等を示す。

1 史跡指定根拠

豊橋市文化財保護条例（昭和31年豊橋市条例第23号）

※該当部分を一部抜粋

第26条 委員会は、記念物のうち市にとって重要なものを市長と協議の上豊橋市指定史跡、豊橋市指定名勝又は豊橋市指定天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第4条第2項及び3項の規定を準用し、その旨を公示し、かつ、当該市指定史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

2 史跡指定告示

- 指定名称 吉田城址 よしだじょうし
- 指定区分 史跡
- 員数 73,370.92㎡
- 時期 戦国時代～江戸時代
- 所有者 財務省、国土交通省、法務省、豊橋市
- 所在地 豊橋市今橋町3-1ほか
- 指定理由

吉田城は、近世の文献によれば永正2年（1505）に牧野古白^{まきのこはく}が築いた今橋城を始まりとするが、実際には明応年間（1492～1501）には牧野氏が今橋を実質的に支配しており、このころすでに今橋城は存在したと考えられる。今橋は、堯孝^{ぎょうこう}の『覧富士記』（15世紀前半）に現れるように、築城前から街道の宿であり、都市的な場として栄えたところであった。その後、牧野氏と渥美半島の田原を拠点とする戸田氏とが争奪戦を繰り返し、駿河・遠江の戦国大名である今川氏の支配を受け、この間に今橋城は吉田城と名前を変えている。

さらに、西三河の松平家康が東三河を制圧すると、重臣の酒井忠次を城主に置き、徳川家康の関東移封後は、池田輝政（在城中は照政）が石高15万2千石の城主となり、吉田城を石垣や大規模な土塁、堀を備えた近世城郭として整備した。そして江戸時代には竹谷松平氏^{たけのや}、深溝松平氏^{ふこうず}、水野氏、小笠原氏、久世氏、牧野氏、本庄松平氏、大河内松平氏などの譜代大名が、石高3万石から8万石で城主を務めた。

現存する遺構は近世吉田城のものであり、基本的な構造は池田輝政による整備の姿と考えられる。ただし、深溝松平氏による本丸御殿の建設と本丸の再整備、小笠原氏の総堀への通水など、近世にたびたび改修や整備が進められた。また、発掘調査からは戦国時代の遺構が確認され、戦国時代を通じて城域の拡大や整備が進められてきたこと、今橋城や酒井忠次時代の吉田城は想定以上に規模が大きかったことなどが明らかになった。

近世吉田城の構造は、本丸を中心に二の丸と三の丸が取り囲み、さらにその周囲に藩士の屋敷地である武家屋敷地を設け、最も外側を総堀で囲むものである。比較的単純な縄張りと言えるが、近世の城絵図から、内部は建物や堀により複数の枳形^{ますがた}や通路の折れを設けるなど、防御の強化を意識した複雑な構造をとっていたことが判明している。城域は、東西1400m、南北700m、総面積は約84万㎡にも及ぶ壮大な規模の城であった。

吉田城址の遺構は、おもに豊橋公園の西側一帯に良好に残っている。発掘調査や全国的な視点にもとづく再評価により、遺跡の持つ本質的な価値が明らかにされつつある。

本丸は豊川に面した北側一帯を総石垣にしており、急斜面を保護するとともに、豊川や西に位置する吉田大橋からの視覚的な効果が図られている。とくに、北西角の鉄櫓台石垣は、地元で産出されるチャートや石灰岩を用いた野面積みで、池田輝政が城主の時に築いた、当時としては全国屈指の12.7mの高さを持つ高石垣であった。また、本丸南多門周辺にも石垣を重厚に築いており、時期はわずかに下るが鉄櫓台に匹敵する高石垣が築かれている。このほか、本丸南・北多門の石垣は、深溝松平氏の本丸整備に際して名古屋城石切丁場から石材の花崗岩を調達しており、名古屋城石垣と共通する刻印が認められることなど、特筆される点が多い。

石垣以外に残存する遺構として堀や土塁がある。本丸の堀は幅18~20m、深さ約10mの大規模なもので、二の丸や三の丸の堀も一部残存する。また、市街地にあるにもかかわらず、二の丸や三の丸の土塁が良好に残っており、近世城郭の中では全国的に見ても稀有なものといえる。

このほか、豊橋公園の西にあたる豊川河畔には吉田城と豊川との深い結びつきを示す近世の水門跡が現存する。水門は、豊川から城内へ物資を直接搬入するため、川に面して設けられたものであり、上に米蔵が設けられた埋門で、両袖の石垣が現存している。また、城域の東端には近世の総堀の土塁が120mほど残されており、後世の削平を最も受けやすい遺構であるにもかかわらず現存している。以上の遺構は、全国的に見ても類例や残存例が少なく、貴重である。

さらに吉田城址は、近代に歩兵第十八聯隊など陸軍の用地に利用された。現在も営門跡や警戒哨舎、軍人記念碑の神武天皇像など、軍隊時代の遺構が散見され、軍都として栄えた往時をうかがうことができる。近代に吉田城址が陸軍用地となったことで、遺構が再利用され現存するきっかけとなった事実は、吉田城址の保存の上で無視できない。

吉田城は、戦国時代から近世を通じて東三河地方における政治・経済・軍事の拠点であり続けた。また、吉田城が設けられたこの地は、物流の大動脈であった豊川と中・近世の東海道が交差する交通の要所であり、吉田湊を有する湊町でもあった。吉田城址は、長期間にわたって東三河地方の中心的な役割を担い続けた、本市の歴史を象徴する重要遺跡であり、現存する遺構は価値が高い。そのため、遺構が良好に残る範囲を対象に、市の文化財に指定して長く保存すべきものである。

3 史跡指定地の状況

以下に、指定地（図3）の土地所有及び管理の状況について示す。

- 財務省東海財務局所有地（管理者：豊橋市）（図4）
本丸・二の丸・三の丸（豊橋公園内） 71,316.03 m²
- 豊橋市・国土交通省中部地方整備局所有地（図5）
水門 272.50 m²の一部
- 法務省名古屋刑務所所有地（図6）
総堀土塁 1,782.39 m²

4 土地利用の状況

（1）土地利用の概況

指定地内のほとんどは、現在の豊橋公園の敷地内にあたる。その他の2か所のうち水門は、今橋遊歩道に面したやや奥まった位置にある。また総堀土塁は、豊橋刑務支所内に位置するが、東側に平行する道路を隔て、民有地との境界をなしている。

（2）史跡指定範囲の明示

図4～6の通り、指定地の区域界に境界杭を設置し史跡指定範囲を明示している。

（3）建築物・工作物

指定地内の建築物としては、豊橋公園内に豊橋市美術博物館、三の丸会館、鉄櫓の文化・観光施設のほか、公園施設としての噴水や池、花壇、照明灯、柵、トイレ、陸軍歩兵第十八聯隊等に由来する記念碑や郷土偉人に関するモニュメント、史跡や豊橋公園に関する看板類が設置されている。また、水門の南部分は閉塞され、総堀土塁には刑務支所施設である柵が設置されている。

（4）地下埋設物

豊橋公園の敷地内には、電気・上下水等の埋設管が設置されている。

（5）樹木等

豊橋公園内には、数多くの樹木・草が生育している。これら樹木は、財務省東海財務局から貸借しているもののほか、公園樹や実生木（地域の自然植生）も多数認められる。また、史跡指定地内には、本市の選定による「とよはしの巨木・名木100選」のうち8件が所在している。これら草木の管理については、本市が年に数回の除草を行っているが、おもに公園としての保全や景観管理等を目

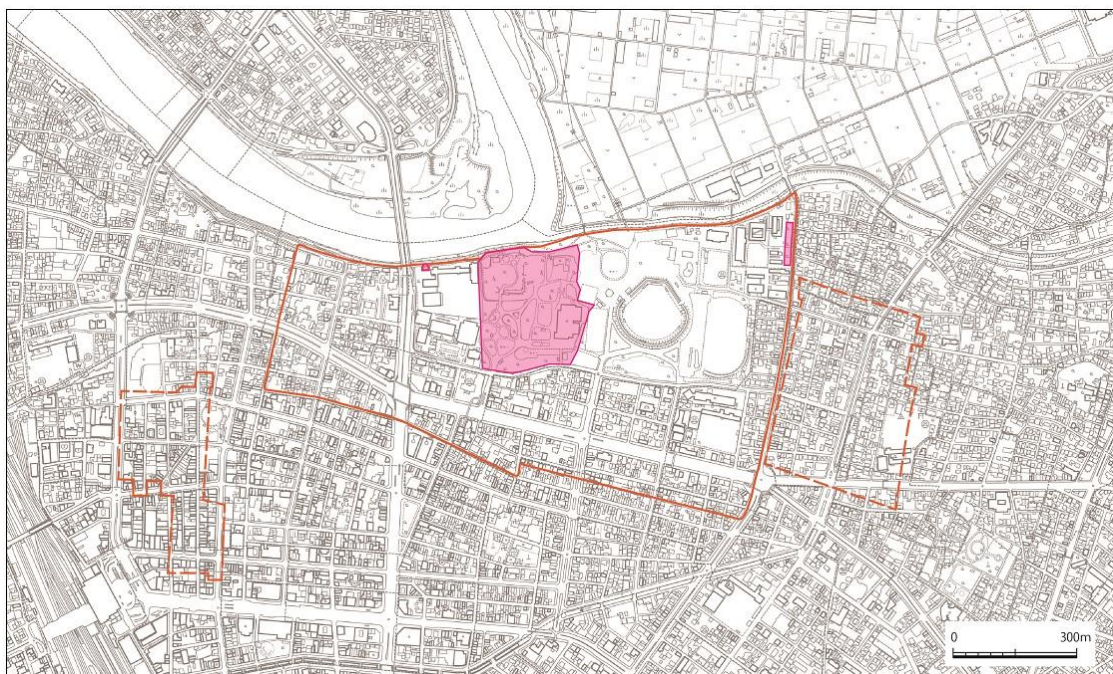
的としたものである。また、石垣から生育する草木による視界不良や大木化・老木化した樹木、枝の落下等の課題がある。なお、史跡の管理を目的とした取り組みとしては、近年、教育委員会が部分的な除草を行っている。

(6) 災害

これまでに史跡周辺で災害による大規模な遺構の損壊は発生していないものの、遺構上に生育する樹木や大雨、石垣基底部の工事による土砂掘削に伴う遺構の損傷が生じている。戦後に生じた遺構の損傷として確実なものには、昭和46年8月に発生した裏御門北側の石垣崩落がある。また、詳細な時期は不明であるが、本丸内南東部分の石垣も一部が崩落しており、修繕箇所の上面がコンクリートで舗装されている。平成初期には千貫櫓北側の石垣が崩落し、その際に新材として削岩機の痕跡がある石材が多数用いられている。

また、近年の事例として、令和元年6月に発生した裏御門南側石垣の部分崩落や、令和2年6月に発生した本丸内南部分の天端石の転落、令和3年5月に発生した千貫櫓台東面の崩落が挙げられる。土塁や切岸の損傷も目立っており、複数箇所で土砂の流出やそれに伴う礎石転落等が見られる。

図3 史跡指定範囲①(全体)



※朱塗り部分が史跡指定範囲

橙色線は総堀から内側（周知の埋蔵文化財包蔵地となっている範囲）

橙色破線は足軽屋敷（周知の埋蔵文化財包蔵地となっていない範囲）

図4 史跡指定範囲②（中心部分）

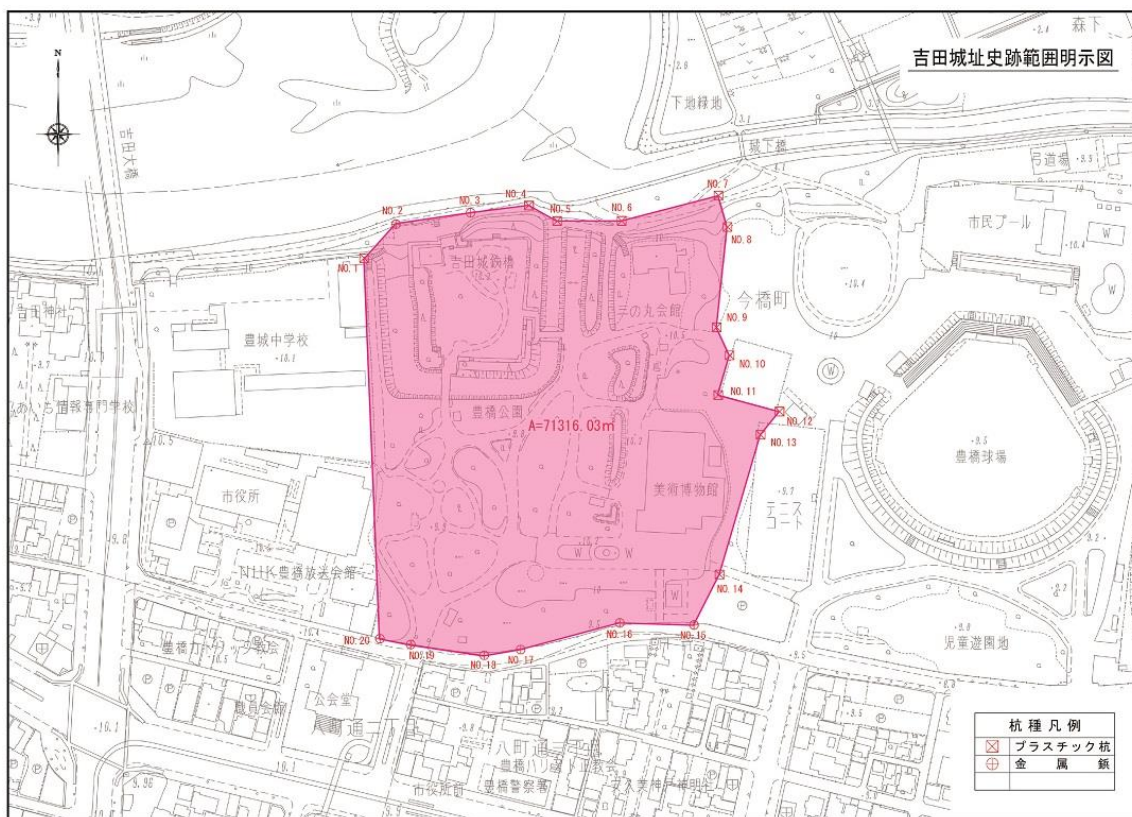


図5 史跡指定範囲③（水門）

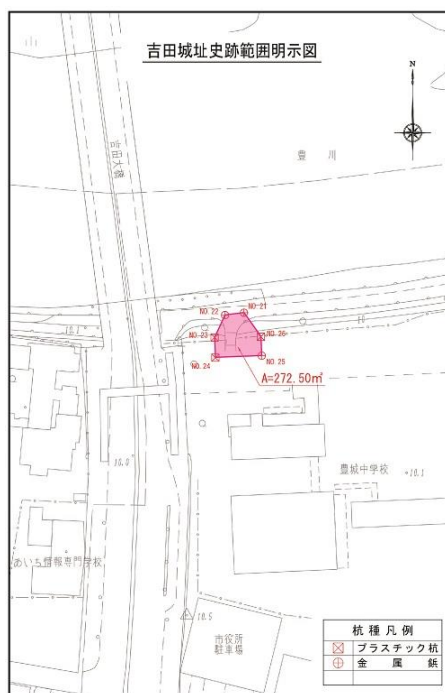
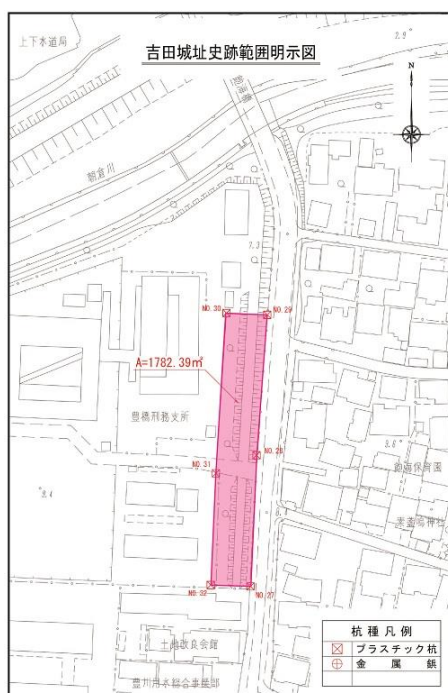


図6 史跡指定範囲④（総堀土塁）



第3節 立地環境

1 地理的環境（図7）

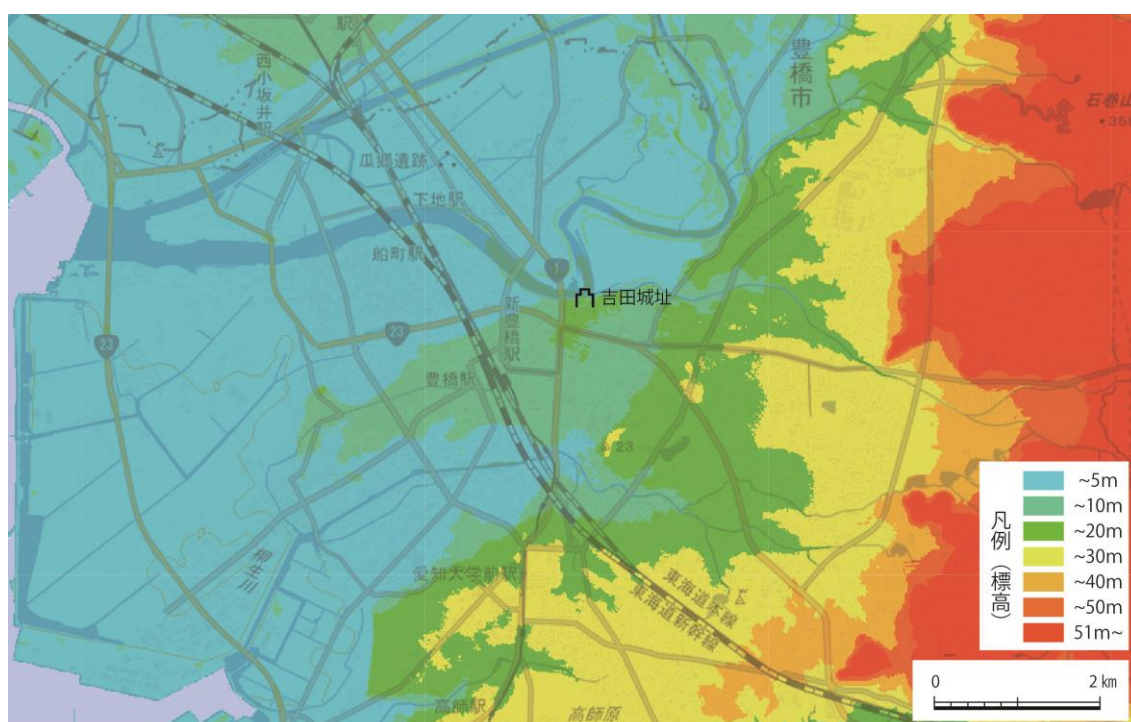
豊橋市指定史跡 吉田城址が所在する本市は、東側が弓張山地、南側が太平洋、西側が三河湾、北側が豊川と独立丘陵の吉祥山塊に限られた地である。東部の山地や北西部の沖積低地を除くと、市域の多くは豊川と旧天竜川によって形成された河岸段丘上にある。この河岸段丘は、高位面（天伯原面、標高 30～60m）、中位面（高師原面～豊橋上位面、標高 15～30m）、低位面（豊橋面、標高 4～10 m）の3面に分けることができる。史跡の立地する河岸段丘は低位面に位置するが、総面積約 84 万㎡にも及ぶ広大な城域のうち、本丸を中心とする範囲は周囲より 1～2 mほど高い小山状の地形にあり、本丸からは南側の城下や東西に延びる東海道、さらには北に展開する沖積低地を広く望むことができた。本丸の背後（北側）は豊川や朝倉川によって浸食された 7～8 mほどの段丘崖で、城の防御に利用された。豊川は水運にも利用され、三河湾を介し、海浜部から山間部へと通じる、奥三河地域とを結ぶ物資流通の大動脈としても機能していた。史跡の位置する段丘上は、この三河湾や豊川河口部を望む位置にあたる。

城の防衛面に関わる自然地形との関係として、周囲の地形は東から西方向に向かい緩やかに傾斜しているが、特に東側の前畑町から東田町付近及び、西側の関屋町から湊町付近では勾配が強くなっている。このため総堀の土塁・堀は、城

中心部に対して高位となる東側には二重に設けられている。また、こうした地形から、堀は灌漑用水としても利用された。当初は空堀であったものを、承応3年（1654）に本丸から約2 km南東に位置する向山に池を築き（現在の向山大池・向山町）、総堀を通じて城の西側地域に農業用水を供給している。

このように、吉田城は一見すると平坦な地形に築かれた城郭であるが、実際には周囲の地形を最大限に利用することで、政治・軍事・経済の拠点として整備されたことが分かる。

図7 周辺地形図



※ 『地理院地図』を基に加筆して作成

2 歴史的環境

本市域においては、市北部の山間地域や、豊川によって形成された段丘上、そして海浜部などほぼ全域に遺跡が分布しており、それぞれが地域の歴史を豊かに物語る。ここでは、吉田城が築城された契機や歴史的背景を理解するため、特に史跡との関わりが深まる奈良時代以降の様相について、市内の遺跡を中心に取り上げておきたい（本文中遺跡名等の後の括弧内番号は、図8と対応する）。

（1）飛鳥時代以前

縄文時代は、詳細は不明ながら吉田城址（1）において檜王式期の土器棺が出

土しており、付近で何らかの活動が行われていた。弥生時代は、吉田城址と重複する飽海遺跡（2）で遠賀川式期の土器が出土し、付近に集落が展開していたと考えられる。古墳時代には、前期の柳葉形銅鏃や中期から後期初頭の円筒埴輪が出土しており、詳細は不明ながら付近に古墳が築かれていたことは確実である。

（2）奈良時代

8世紀になると、律令制に基づく中央集権国家体制の整備の一環として、地方支配機構が順次整えられていった。三河国では、豊川市域である豊川右岸の音羽川流域の段丘上に三河国府が置かれ、近隣に国分寺と国分尼寺が建立された。国府がこの地に設置された理由は、文献の上から明らかにすることはできないが、河川や陸上交通の結節点という地理的環境を重視され、経済上や軍事上からも東西三河の境界に近いこの場所が選ばれたと考えられる。他方、中央集権国家体制の確立にあたっては、交通制度の整備が重要である。単に官人の往来、税の運搬、公文書の送達のみには止まらない、政治上や軍事上からも欠かせないインフラの整備が鋭意推進された。吉田城は、総堀に接して近世の東海道が存在するが、古代の東海道もこれに近いルートであったと推定される。

吉田城址に重複する飽海遺跡は、渥美郡衙の有力な推定地であり、郡衙がこの地に置かれた理由も、こうした社会的環境に深く関わるものと考えられる。飽海遺跡では、7世紀の須恵器が出土するほか、8世紀の須恵器や製塩土器が数多く出土する竪穴建物が確認されており、7世紀の前身集落に続いて8世紀には郡衙が形成されたと考えられる。郡衙関連の遺構として、豊橋球場の北西側で方形掘り方の総柱建物が確認されるなど、豊橋公園の北東部分を中心に郡衙の遺構が展開すると考えられる。

（3）平安時代

平安時代には、本市内でも多くの官衙関連遺跡が確認されるようになる。吉田城址に重複する先述の飽海遺跡では、中心地の調査は一部に限られるものの、高級陶器である緑釉陶器や墨書土器が多数出土するほか、馬頭骨を伴う須恵器・灰釉陶器の一括廃棄遺構が確認されている。なお渥美郡衙が継続して経営される中で、天慶3年（940）に朱雀天皇から伊勢神宮に神領が寄進され、飽海神戸と称した。この新神戸は14世紀中頃までは確実に存続している。さらに、渥美郡の北に位置する八名郡の有力な郡衙推定地として西砂原遺跡（3）があり、採集遺物の中には皇朝十二銭のひとつである長平大寶や墨書土器があるほか、灰釉陶器にも優品がみられる。また、官衙に関係する重要遺跡に市道遺跡（4）がある。区画整理事業に伴う発掘調査によって全体像が把握され、一辺が99mの正方形に区画された寺院址の中央に金堂が、その周囲に講堂・僧房群が存在したほ

か、瓦を生産したロストル式平窯が確認されている。

このほか、三河と遠江の国境である弓張山系には、多数の山寺が出現し盛行する。市東部の普門寺旧境内（5）は元々堂・元堂という2つの本堂からなり、墨書土器が多数出土する池や石組み、経塚などが確認されている。普門寺は吉田城ともゆかりが深く、後の戦国時代に兵火により全山消失して以降、今川氏や徳川家康、池田輝政ら代々の領主による保護を受けている。

（4）鎌倉～戦国時代

この時期の遺構は市内の多くの遺跡で検出されており、集落が広く展開する時期である。豊川の渡河地点であった吉田城址付近には室町時代に今橋宿があり、守護所が置かれ、地域の政治の中核であった。また、戦国時代には東三河の各所に有力国人層が現れ、豊川の牧野氏や田原の戸田氏などが勢力を競い合った。戦国時代の城跡は、市内に44か所確認されているが、その中心となったのは牧野氏が築いた今橋城、つまり後の吉田城である。先述した地理的・歴史的な重要性からも明らかなように、東三河地域の中心地として数多くの争いの舞台となった。なお今橋城時代の本丸は、現在の本丸東に位置する金柑丸付近であったと伝承されてきたが、発掘調査の結果、そうした状況を示す遺構・遺物は確認されなかった。実際には、江戸時代の吉田城本丸に重複して存在した可能性が高い。

吉田城址の周囲には、戸田氏の居城である二連木城址（6）や、石塚氏の居城である清源寺砦址（7）、松平家康が今川方の吉田城を攻める際に築いたとされる喜見寺砦址（8）などが存在する。また、先述の普門寺が所在する山頂部には、三遠国境の城として船形山城（9）が築かれた。吉田城を中心とする争いは長期間に及んだが、永禄8年（1565）に松平家康が吉田城を攻略して以降は、重臣である酒井忠次を城主とし、酒井氏は25年にわたりこの地を拠点にしている。

（5）安土桃山～江戸時代

近世になると、多くの中世城館が廃止される中で、東三河の政治拠点として吉田城が整備された。近世の吉田城は、豊川方面からの眺望を意識した本丸の北側や周辺、または門の周囲が石垣で整備されてはいるが、素掘りの堀や掻き揚げの土塁による土造りを主体とする城で、戦国時代的な様相を色濃く残していた。

安土桃山時代には、豊臣政権の重臣である池田輝政が、関東の徳川家康に対する東海道の押さえとして吉田城に配置され、酒井氏以来の吉田城を大規模に改修している。現在見られる近世城郭としての姿は、こうした歴史的沿革が反映されたものと言えるだろう。その後、江戸幕府成立後に入城した譜代大名の城主たちは、東海道の要として、さらに將軍上洛の宿舎として吉田城の整備を進めた。

なお、吉田藩主と深いかかわりを持つ寺院として臨濟寺（10）がある。正保2

年（1645）に吉田藩主となった小笠原忠知が豊後杵築から宗玄寺を吉田に移転し、後に名を改めたとされる。忠知・長矩・長祐・長重の4代にわたる墓所が現存しており、吉田藩主の菩提寺としては市内で唯一のものである。

（6）近代

明治維新以降、本市域は大きな変貌を遂げることとなるが、その最たるものが軍都としての展開である。吉田城址も例外ではなく、陸軍の軍備充実10か年計画のもとで新聯隊の兵営として整備が進められ、明治18年（1885）には歩兵第十八聯隊が入営した。兵営整備の際に城址の石垣や土塁の一部が区画として用いられ、現在まで城址の遺構が残されるきっかけになった。また、明治41年（1907）には高師原地区に陸軍第十五師団が設置され、師団関係の施設や関連企業が本市域に集中して設けられた。このように、師団と市民の生活は密接に繋がり、本市は軍都として発展していった。

第十八聯隊は日清戦争を皮切りに各地を転戦し、最終的には昭和19年（1944）にグアム島での戦いにおいて、兵士の多くが亡くなった。史跡内にはこうした第十八聯隊に係る施設等の戦争遺跡が遺されるほか、顕彰を目的としたモニュメント類が数多く設置されている。

軍都として飛躍的な近代化を果たした本市であるが、当時の面影を残す遺構は決して多くはない。これは昭和20年（1945）6月20日の豊橋空襲を原因にしており、市街地の全戸数の70%が全焼・全壊するなど、甚大な被害を受けている。江戸時代以来の建物も、多くがこの時に失われた。市街地に残る近代の遺構は数少ないが、大正2年（1913）に建てられた国指定重要文化財の豊橋ハリストス正教会聖使徒福音者馬太聖堂（11）や、昭和6年（1931）に建てられた国登録有形文化財の豊橋市公会堂（12）などがある。

（7）現代

市街地の戦後復興は、昭和20年12月、豊橋駅前を中心とした道路網の建設を本格的な皮切りとして開始された。この復興事業は、新たに道をつくり、公園を設け、商業・工業・住宅地域をはっきりと分けた近代都市づくりとして行われた。第十八聯隊が置かれていた吉田城址は、市役所や裁判所、学校などの公共施設の用地として整備されたほか、城址の本丸・二の丸・三の丸の一部及び武家屋敷地の一部が豊橋公園として整備された。昭和29年には豊橋産業文化大博覧会が開催されたが、現在本丸北西隅に存在する復興鉄櫓は、この際に建てられたパビリオンの1つである。また、昭和63年から平成元年にかけて、城址に隣接する豊川の一部を埋め立て、今橋遊歩道が整備された。現在見られる吉田城址の姿は、このような沿革を経て残されたものである。

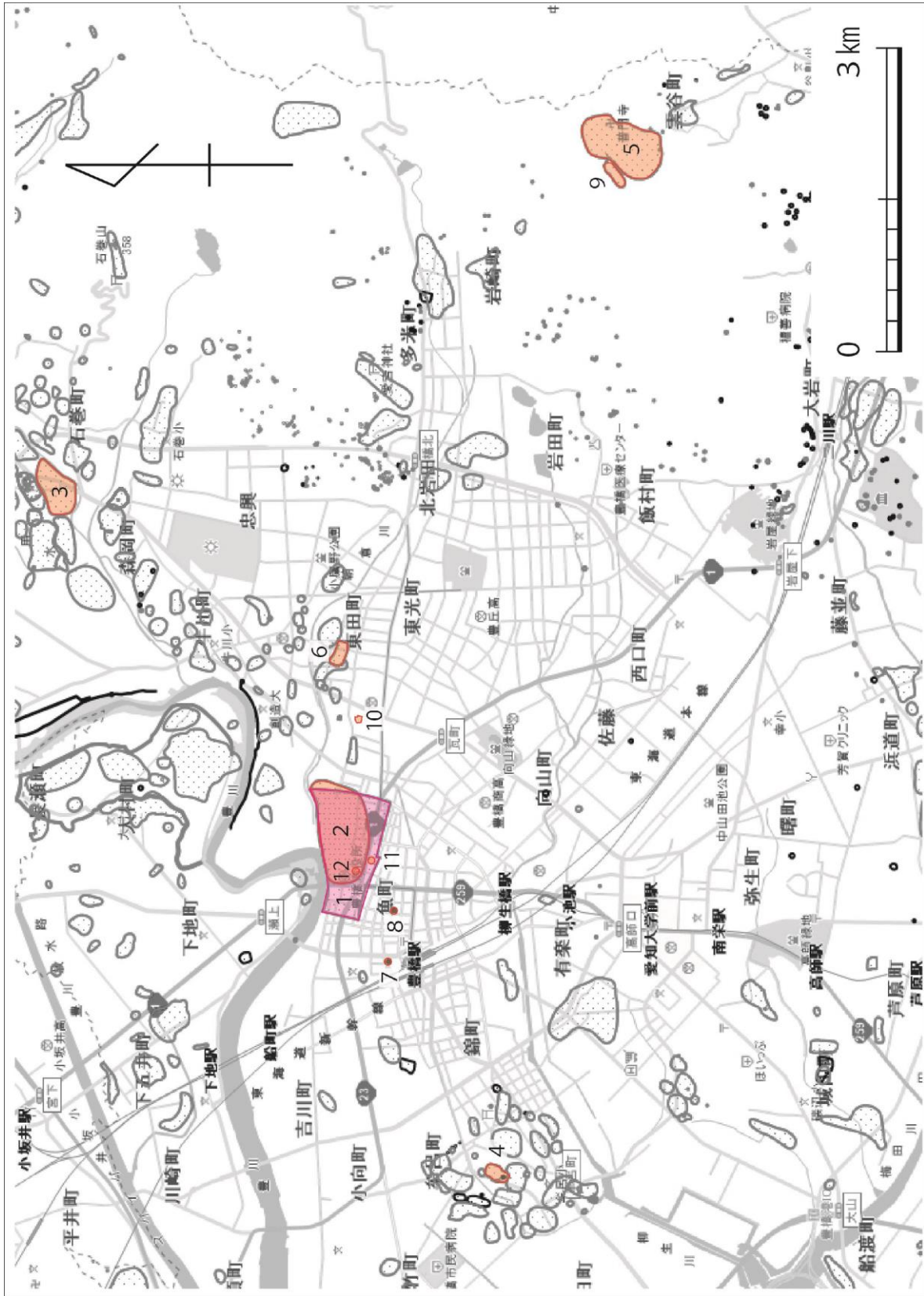


図 8 史跡周辺の遺跡・文化財の位置

3 社会的環境

(1) 人口と社会的圏域

令和4年12月現在の本市の人口は370,923人、世帯数は163,751世帯となっている。史跡指定地はいずれも八町小学校区に該当し、令和4年10月現在の校区の人口は3,407人、世帯数は1,545世帯となっている。また、八町小学校区と隣接する松葉小学校の2校区が豊城中学校区を構成している。

(2) 土地利用

史跡の所在する本市中心部は、国道1号や路面電車が通るなど交通に優れた地域であるだけでなく、官公庁や小中学校などの公共施設が集まり、周辺は市街地化が進んでいる。また、史跡中心部は豊橋公園として整備されているほか、総堀土塁は豊橋刑務支所の敷地の一部となっている。水門は、今橋遊歩道を通してアクセスすることができるが、この遊歩道は平成元年に豊川の一部を埋め立てて整備されたものである。

(3) 文化財

本市の指定文化財等の種類・件数は表1の通りである。国指定史跡は、瓜郷遺跡、嵩山蛇穴、馬越長火塚古墳群の3件があり、国指定天然記念物は、石巻山石灰岩地植物群落、葦毛湿原がある。吉田城址周辺の文化財としては、豊橋ハリストス正教会聖使徒福音者馬太聖堂（国指定重要文化財）、豊橋神明社の鬼祭（国指定重要無形民俗文化財）、豊橋市公会堂（国登録有形文化財）、安久美神戸神社（国登録有形文化財）、湊築島弁天社（国登録有形文化財）などの国指定・登録文化財を始め、魚町能狂言の面と装束（県指定文化財）、龍拈寺山門（市指定文化財）、紙本著色牧野古白母堂画像（市指定文化財）、吉田神社旧式祭礼図絵馬附 寄附人名記（市指定文化財）、飽海人形浄瑠璃（市指定文化財）などの県・市指定文化財が数多く残されている。これらの多くは、吉田城を中心として発展した宿場町や湊町に係るもの、あるいは明治時代以降の発展の歴史を物語るものであり、本市でも有数の文化財密集地であると言える。

(4) 交通

本市には東三河地域の中心的な駅である豊橋駅が所在し、JR 東海道新幹線・東海道本線・飯田線、名鉄名古屋本線の4路線が乗り入れるほか、隣接する新豊橋駅には豊橋鉄道渥美線が、駅前停留場からは豊橋鉄道東田本線（市内線）が伸びている。このうち史跡の至近にあたる豊橋鉄道東田本線の「市役所前」「豊橋公園前」停留場は、駅前停留場から10分程度の好立地であり、運行本数も1時間あたり8本前後と充実している。

表 1 豊橋市指定・登録文化財一覧表（令和 4 年 3 月 30 日現在）

文化財の種類		国指定	国登録 (件数)	国登録 (棟数)	県指定	市指定	計	計	
有形文化財	建造物	2	9	22	1	5	17	30	
	美術 工芸品	絵画	4			3	19	26	26
		彫刻	5			3	14	22	22
		工芸品	1			2	11	14	14
		書跡・典籍・古文書	3				15	18	18
		考古資料	2			1	2	5	5
		歴史資料					5	5	5
	小計	17	9	22	10	71	107	120	
無形文化財	芸能						0	0	
	工芸技術						0	0	
民俗文化財	有形民俗文化財				1	2	3	3	
	無形民俗文化財	1				3	4	4	
記念物	史跡	3			2	9	14	14	
	名勝						0	0	
	天然記念物	2			3	5	10	10	
	(内訳)	動物						0	0
		植物	2			2	5	9	9
	地質・鉱物				1		1	1	
伝統的建造物群保存地区							0	0	
合計		23	9	22	16	90	138	151	

バス利用にあたっては、豊鉄バス「豊橋市役所前」を利用することができ、豊橋駅前から1時間あたり2～3本程度が運行されている。

また、周辺は国道1号や国道23号を中心とした道路網が整備されており、豊橋公園内には公園利用者のための有料・無料の駐車場が整備されている。高速道路を利用して車でアクセスする場合、東名高速道路豊川インターチェンジから国道151号と国道1号を経由して約10kmの道のりである。

(5) 公園・緑地と景観

史跡の中心部は現在の豊橋公園と重なり、水門と総堀土塁はそこから徒歩で訪れることができる。

史跡の北には東三河地方を縦断する1級河川・豊川が江戸時代とほぼ変わることの無い流路を保ち、さらに遠く北に目を移すと、東三河を代表する本宮山がそびえ立っている。また、北東方向には田園地帯が広がり、本市を代表する山である石巻山を望むことができる。このような自然豊かな史跡北側の景観に対し、史跡南側では路面電車や豊橋市公会堂など特徴的な構成要素からなる近代都市としての景観が広がっており、魅力的なコントラストを形成している。さらに、豊橋市役所の展望ロビーからは、史跡を含めた市内外を一望できるほか、南西には三河湾を見ることができる。

(6) 公共公益施設

史跡指定地内には、豊橋市美術博物館や三の丸会館といった文化・芸術施設が立地するほか、隣接地には豊橋市役所や豊橋球場、豊橋市陸上競技場などの多様な施設が存在している。

(7) 観光資源

近年、吉田城址そのものへの来訪者が増えているほか、周辺には安久美神戸神明社や吉田神社など吉田城と関係が深い文化財が多数残されている。さらに、前述の交通利便性の良さもあり、豊橋市二川宿本陣資料館や新居関所史料館（静岡県湖西市）を始めとした、吉田藩や東海道ゆかりの文化財へのアクセスも比較的容易である。また、復興鉄櫓を背景に、本市発祥とされる手筒花火を掲げるイベントは、豊橋観光の目玉として国内外から高い人気を誇っている。

(8) 来訪者のための便益施設

史跡を見学するための駐車場としては、豊橋公園内の有料・無料の駐車場を利用することができる。また、史跡内に公共トイレが3か所設置されている。

史跡内の遺構を解説する説明看板や、見学を補助する誘導看板（サイン類）は

豊橋公園入口を中心に数か所設置されているが、新旧のデザインが混じり、また動線と連動した配置となっていないなど、来訪者の利便性向上に向けた取り組みが必要である。

(9) 社会的環境のまとめ

本市の中心市街地が吉田城を中心に発展してきたという経緯があり、周囲には充実した公共交通機関や多様な文化資源・景観資源が存在し、恵まれた社会基盤が形成されている。一方で、明治時代に地名が「吉田」から「豊橋」に変更された経緯もあり、市民にとっての「吉田城」への認知は必ずしも高いとは言えない。このため、史跡の整備活用は十分には行われているとは言いがたく、今後はこれら資源を一体的に繋ぐ取り組みを推進する必要がある。

第3章 史跡の本質的価値

第1節 史跡の本質的価値

吉田城は、戦国時代から江戸時代にかけての東三河地域の中心的な城郭であり、東三河地域のみならず、愛知県・東海地方の歴史を探る上でも欠かせない城である。さらに、中核市の市街地に所在するにもかかわらず、城址には石垣・土塁・堀などの遺構が良好に遺存するなど、遺跡の規模、遺構、出土遺物等も学術上、価値が高い。加えて現在の本市発展の歴史を語る上で、吉田城がその礎となっていることも重要である。

第2節 史跡を構成する諸要素

吉田城址が持つ本質的な価値について明確にするため、現在の史跡指定範囲とその周辺に分類し、それぞれについて、本質的価値を構成する諸要素とそれ以外に分類し、具体的な内容について表にまとめた。

表2 史跡を構成する諸要素

区分		主な具体的要素	
史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	現況で確認できる曲輪・石垣(石積)、土塁、切岸、堀、礎石、水門、舟入、道(城内通路)等の遺構	
		土地に埋蔵されていると想定される地下遺構	
		周辺の自然地形、水系等と一体的に形成された歴史的景観	
		吉田城の歴史に関連する遺物・古文書・絵図類	
	本質的価値を構成する諸要素に準ずる諸要素	明治維新後の敷地利用を物語る遺構(軍隊関連施設・豊橋産業文化大博覧会関連遺構等)	
	本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	史跡の保護に有効な諸要素	史跡内に所在する文化施設(復興鉄櫓・豊橋市美術博物館・三の丸会館)
その他の諸要素		史跡等の保護に有効な史跡標柱、文化財説明板、案内板、注意板等の管理用看板 軍隊等に関するモニュメント類 便益施設・管理施設(トイレ・街路灯等) 歴史的な道以外の道(園路等)	
		その他の豊橋公園内の設置物(噴水・看板・地下埋設管・柵・池・ベンチ・銅像・花壇・平和の鐘・時計・ポスト、その他史跡と関係しない設置物等)	
		その他の地形、植生(公園樹)、動物等	

第3節 史跡周辺の諸要素

吉田城址の広大な城域のうち、史跡指定範囲は一部に留まる。そのため史跡周辺にも城址に関連する要素が存在するほか、市街地には城の周辺に広がっていた東海道や宿場町や湊町、さらに、寺社仏閣等に関わる要素が現存している。史跡の保存活用にあたってはこれらも有効な要素であり、具体的な内容について、表でまとめた。

表3 史跡周辺の諸要素

区分		主な具体的要素		
史跡の周辺地域の諸要素	本質的価値を構成する諸要素	市街地に現存する土塁等の遺構、堀を踏襲した道路		
		市街地の寺社仏閣やそれらに関わる歴史的建造物、石造物等		
		城郭及び東海道・宿場町・湊町等に由来する地名・地割		
		土地に埋蔵されていると想定される地下遺構		
		史跡指定範囲と一体的な自然地形、水系等		
	本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	史跡の保護に有効な諸要素	市街地の文化財説明板、案内板等	
			吉田城址以外の文化財(安久美神戸神明社・鬼祭、豊橋ハリストス正教会聖使徒福音者馬太聖堂等)	
		その他の諸要素	歴史的な道以外の園路、遊歩道、道路、駐車場、路面電車、及び付随する水路等	
			豊橋公園施設のうち、史跡と関わらないもの(遊具・スポーツ施設等)	
			一般建築物(豊橋市役所、豊橋刑務支所、豊城中学校等)	
道路とその関連施設				
その他の地形、植生(公園樹)、動物等				

第4章 史跡の現状と課題

第1章で述べた通り、吉田城址では埋蔵文化財包蔵地あるいは史跡として、これまで長い取り組みが行われてきた。多様な側面からの調査研究を行いつつ、企画展や講演会での成果報告を進め、近年では史跡の保存と活用に向けた調査が軌道に乗りつつある。地元においても、地域の愛好団体による自主的な草刈り等の管理の取り組みや、地元の学校による見学会など、学校教育との連携が進められている。しかし、これら取り組みは必ずしも体系的な方向性をもって進められてきたわけではない。そのため、近年では遺構へのダメージの蓄積に代表される保存面の問題や、史跡の認知度向上など活用面での課題が顕在化している。

ここでは、前章で整理した諸要素について、その要素毎に、保存管理及び活用、史跡の現状と課題について表で整理する。

第1節 史跡周辺の諸要素に関わること

表4 史跡周辺の諸要素に関わること

内容	現状	課題
土地所有	・指定地はいずれも公有地であり、公園用地、学校用地、河川敷、刑務所用地として利用されている。	・指定地の所有者・管理者が複数に跨っており、適切な情報共有を要する。
土地利用	・指定地の中心部が都市公園として利用されており、今後公園整備に関わる土地の改変が行われる可能性がある。 ・指定地の一部は史跡の中心エリアから離れた場所に存在する。 ・鉄柵や石垣などを目的に、観光客が来訪する。 ・都市公園としての利用以外にも、通勤通学路として日常的に利用される。	・現存遺構、埋没遺構に配慮した施設の設計計画。 ・史跡範囲内外の景観の調和。 ・史跡整備と公園利用とのバランス。 ※ゾーニングによる配慮。「史跡保存」「公園利用」それぞれの考え方を明確に。
建築物・工作物(看板、道路、水路等)	・デザインが不統一な説明看板や案内看板等が乱立している。 ・園路上の動線で遺構を解説する看板等が不足している。 ・戦争碑や郷土偉人に関するモニュメント、花壇や噴水、記念ポスト等が指定地内に複数存在する。	・説明板の内容や設置位置について、サイン計画に基づく更新。 ・景観を損なうモニュメントの移設、デザイン変更。 ※樹木の管理については、ゾーニング及び樹木管理計画により分類する。 ※豊橋公園そのものが、緑陰が深すぎるとい意見が多く、公園整備と併せた対応等も考慮する。
地下埋設物	・公園内の排水に関わる埋設管や、照明灯に関わる埋設ケーブル、噴水等に関する動力施設が存在する。 ・埋設管の一部は石垣等の基礎部分を損傷し、崩落等の一因となっている。	・埋設物の更新及び新設、設置位置や取り扱い基準の策定。 ・既設管が遺構に及ぼしている影響について、部分的な発掘調査による把握。
樹木等	・指定地内に多くの草木が存在し、一部は石垣や土塁等から直接、あるいは隣接して成育することで遺構を毀損する原因となっている。その結果、遺構の保全に支障を生じている。 ・樹木により地上への光が遮られ、下草が枯れることが土塁の土砂流失の原因の一つと推定される。	・遺構上および隣接地の樹木の適切な管理方法と体制の整備。 ・落葉の清掃や草刈り等の日常的な維持管理方法と体制整備。 ※樹木の管理の内容・程度については、ゾーニングに基づく樹木管理計画を策定し対応する。
園路	・主要な範囲である豊橋公園内は、砂利・コンクリート・地面・レンガによる園路が設置されている。 ・水門・総堀土塁は、豊橋公園とは今橋遊歩道や一般道で結ばれている。	・足元が悪く、車いすやベビーカーでの利用が困難。 ・史跡のみどころや動線が分かり易くなるよう、サイン計画と合わせ整備を検討。
災害	・これまでに指定地周辺で大きな災害は確認されていないが、雨の影響による土塁の流失や、石垣の損傷・崩落への影響が生じている。 ・台風の際に遺構上の樹木の幹や枝が折れるなどして、遺構や園路上に転落することがある。	・現存遺構の適切な保存方法の検討。 ・大雨や地震等の自然災害時の対応の検討。

情報発信	・吉田城址に関するイベント等について、集約的に情報を発信する場がない。	・ホームページ等による、集約的な情報発信を検討。 ・統一的なデザイン戦略の検討。
財源	・吉田城址の保存と活用に十分な予算措置がなされていない。	・財源の確保。

第2節 史跡の保存管理に関わること

表5 史跡の保存管理に関わること

内容	現状	課題
石垣	・石垣上、石垣面、石垣裾部から樹木が成育し、遺構を損傷している。 ・石垣面や上部で草が生育し、遺構の見学を妨げている。 ・孕み出しや石材の割れ等の損傷が目立ち、一部は崩落等が生じている。 ・令和4年8月現在、遺構上の見学を制限している範囲がある。	・石垣を損傷する樹木の剪定・伐採。 ・除草のタイミングや回数、体制。 ・低コストの除草方法の検討。 ・計画的な修繕・積み直し。 ・発掘調査による崩落原因の解明と再発防止策の検討。 ・立ち入り制限区域の公開時期や方法の検討。
土塁	・樹木により地上への光が遮られ、下草が成育しにくくなっていることが土砂流失の原因の一つと推定される。これにより塀礎石が転落するなどの問題が生じている。 ・土塁の周辺には低木が植栽され、遺構が見えなくなっている。 ・現状把握のための測量図やカルテが作成されていない。	・土塁を損傷する樹木の剪定・伐採。 ・樹木の剪定・伐採。 ・土砂流失・礎石転落への対応。流失部分の復元。 ・測量図・カルテの作成。
堀	・近代以降に土砂が堆積、あるいは埋められるなどしており、本来の規模・形態が不明な場所が多い。 ・現状把握のための測量図やカルテが作成されていない。	・発掘調査による本来の規模・形態の把握。 ・堆積土砂の撤去による復元。 ・測量図・カルテの作成。
埋没遺構	・城内施設(御殿・堀・井戸等)や、縄文時代から近代にかけて遺構・遺物が埋蔵されている。	・整備計画に基づく顕在化や適切な保存の実施。
法面(切岸等)	・南東部では水道(みずみち)が形成され、土砂が流失している。 ・南東隅角部では樹木により下草が枯れ、土塁と同様の理由により土砂流失が生じている。 ・西面を中心に、樹木により視界が遮られている。 ・現状把握のための測量図やカルテが作成されていない。	・流失した土砂の補填。排水経路・手法の検討。 ・法面に生育する樹木の剪定・伐採。 ・測量図・カルテの作成。
景観	・史跡を北流する豊川は、水城としての吉田城と一体的な景観を形成している。 ・石垣や土塁のほか、鉄櫓などを樹木や雑草が覆うことで、史跡の景観を妨げている。 ・史跡周辺の景観資源として、信仰の山である石巻山や、物流の大動脈であった豊川など、地域の歴史に根差した景観が現存している。	・ビュースポットの整備と維持管理。 ・サイン計画の策定による、見学や撮影ポイントへの動線整備。
戦争遺跡	・史跡内に、陸軍歩兵第十八聯隊を始めとする様々な軍隊施設が残されている。	・城址の廃城後の敷地利用や、豊橋市の近代化の過程を物語る遺構として、遺構の保存や吉田城址の遺構との共存に配慮した整備計画を進める。

第3節 史跡の活用に関わること

表6 史跡の活用に関わること

内容	現状	課題
教育	・公教育との連携の体制が図られていない。 ・生涯学習の場としての活用の推進が求められている。	・カリキュラムや課外活動との連携。教職員との情報共有。教材の充実。 ・ガイドブックや看板の充実。講座、ワークショップ等の開催。
公開活用	・史跡内に、複数の公共施設(美術博物館・鉄櫓・三の丸会館)が所在する。 ・吉田城址を豊橋市の歴史の中に位置づける展示がない。 ・各施設での展示の位置づけが不明瞭、あるいはマンネリ化している。	・各施設の役割分担。 ・通史展示に位置づけた吉田城址の解説。 ・展示内容の更新や工夫の取り組みを図る。

公開活用	・現地で遺構の魅力が分かり難い。	<ul style="list-style-type: none"> ・周遊ルートの整備・解説看板の設置やパンフレット等の活用。 ・史跡内外の調査研究による資源の調査と連携方法の検討。 ・【第1節 史跡周辺の諸要素に関わること】参照。 ・【第2節 史跡の保存管理に関わること】参照。
	・既存の周辺資源との連携が図られていない。	
	・情報発信に関わる諸問題。	
	・景観管理に関わる諸問題。	
イベント等	・各地でのイベント参加・誘致等の体制が整備されていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・【第5節 史跡の運営・体制に関わること】参照。 ・史跡を舞台としたイベント開催等の検討。 ・製作や販売体制の検討。
	・史跡と重複する豊橋公園を舞台としたイベントが行われているが、城址の価値向上を目的としたイベントの取り組みは積極的に図られてはいない。	
	・グッズ製作や販売の体制が整備されていない。	
	・庁内・周辺自治体との連携の体制が整備されていない。	

第4節 史跡の整備に関わること

表7 史跡の整備に関わること

内容	現状	課題
遺構	・遺構に関わる諸問題。	・【第2節 史跡の保存管理に関わること】参照。
景観	・景観に関わる諸問題。	・【第2節 史跡の保存管理に関わること】参照。
動線	・史跡内の周遊ルートや、史跡内外を結ぶ動線が設定されていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・景観や移動に配慮した周遊ルートの設定・整備。 ・史跡のアクセスルートの環境整備。
	・足元が悪く、ベビーカーや車椅子での移動に支障がある。	
	・史跡周辺道路等に、史跡案内や、史跡をイメージさせる取り組みがない。	
解説	・解説に関わる諸問題。	・【第1節 史跡周辺の諸要素に関わること】参照。
便益施設・管理施設	・史跡指定範囲の区域を明瞭にするための境界杭が設置されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な維持管理の措置、史跡の景観や利用と調和したあり方の検討。
	・豊橋公園の施設として、史跡内には3か所のトイレが設置されている。	
	・豊橋公園の施設として、照明灯や水道、自動販売機等が設置されている。	
	・史跡指定地に隣接して、豊橋公園の有料・無料駐車場が整備されている。	
施設復元	・城郭施設の復元について、様々な意見がある。	・市民ニーズの把握による取り組み方針の検討。

第5節 史跡の運営・体制に関わること

表8 史跡の運営・体制に関わること

内容	現状	課題
市民協働	・史跡に関わるボランティア組織として、豊橋市文化財センターが運営する文化財サポーター制度や、豊橋観光コンベンション協会が運営する観光ボランティアガイド「ほの国豊橋案内人」がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの育成・連携や、史跡を舞台とした市民活動の推進。 ・市民参加型の活動やイベントの検討。
	・市内には、豊橋市や吉田城の歴史に関心をもつ任意団体が複数存在する。	
運営組織	・外部イベントにおける活動の主体となる組織がない。	・協議会等の体制の検討。
遺構保護	・史跡の土地所有者と管理者が異なっている。	・管理者間の情報共有及び、連携の取り組みの推進。
調査研究	・昭和52年度以降に緊急発掘調査が、平成29年度以降に確認調査が開始され、令和5年3月現在、60回以上の発掘調査が行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査が行われた面積は城址の3%程度に過ぎず、また大半は緊急開発に伴うもの。史跡整備にあたっては継続的な調査が必要。 ・史跡に関連する総合調査の実施。 ・研究機関との連携。
	・史跡に関係する文献史料や、史跡周辺の石造物等についての調査も進められている。	

施設管理	<p>・史跡内に所在する3施設の管理部署は、下記の通りになっている。</p> <p>豊橋市美術博物館: 教育部美術博物館</p> <p>鉄櫓: 産業部観光プロモーション課</p> <p>三の丸会館: 文化・スポーツ部「文化のまち」づくり課</p>	<p>・各施設の連携、適切な維持の措置。</p> <p>・その他、【第3節 史跡の活用に関わること】参照。</p>
広報	<p>・個別のイベントに対し、ポスターやチラシの作成、SNS、HPでの情報発信を行っている。</p>	<p>・史跡への認知度やイメージ向上のための広報の取り組みの推進。</p>
現状の変更	<p>・史跡指定地内の現状変更の基準について、関係機関への周知を行う必要がある。</p>	<p>・現状変更についての周知。</p>
財源の確保	<p>・史跡を毀損・汚損する行為が発生している。</p> <p>・史跡整備のための予算確保の措置が図られていない。</p>	<p>・個人や研究期間が行う調査の内容・方法についての許認可基準の設定。</p> <p>・財源確保の在り方の検討。</p>

第5章 保存活用の大綱と基本方針

第1節 大綱（ヴィジョン）

吉田城は、戦国時代に築かれた今橋城を基に、東三河地域の交通・経済・軍事の拠点として発展し、さらに、安土桃山時代から江戸時代にかけては、政治や文化の中心地としての性格を増していった。こうした重要な位置にある豊橋市指定史跡吉田城址は、東三河地域のみならず愛知県・東海地方の歴史を探る上でも欠かせない城址と言える。このため本市においては、城址に残る石垣や土塁、堀などの遺構、出土遺物等を適切に保存しつつ、その貴重な価値を市民の共有財産として後世に継承するための取り組みを行う必要がある。また、この取り組みを通して、昨今の世界的な課題である「持続可能な開発目標（SDGs）※」の達成に寄与すべく、豊橋市指定史跡吉田城址保存活用計画を策定する。

地域の重要な歴史遺産である吉田城址を、周辺環境との調和を図りながら適切に保存し、貴重な価値を伝え、地域が一体となり誇りを持って確実に次世代へと継承していくことを目標とし、次のとおり保存・活用の大綱となる将来像を掲げるものとする。

人が集まり・楽しみ・守り伝える

豊かな歴史に出会う吉田城址

※ 「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げたもの。17の目標と169のターゲットから構成される。特に本計画に係るものとして、「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことを目指す「4. 質の高い教育をみんなに」、「都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする」ことを目指す「11. 住み続けられるまちづくりを」がある。

第2節 基本方針

史跡の保存活用の大綱を踏まえ、その基本方針について、以下の3つのねらいと施策の体系を示す。

1 史跡の歴史情報発信

吉田城址の持つ歴史的価値については、専門家の高評価に比べて全国的な知名度が高いとは言えず、未解明な部分が少なくない。そのため、史跡を中心に形成された地域全体の歴史文化に関する調査研究を進め、私たちが生活する「とよはし」の歴史や、戦国時代・江戸時代史における位置づけを糸口にして、史跡を幅広く県内外に発信し、その知名度を高めることを目指す。

2 本質的価値の共有

吉田城址は、中核市の市街地という立地にありながら歴史的価値の高い石垣や土塁、堀などの遺構が良好な状態で残されている。より多くの人々が史跡を訪れ、貴重な遺構や遺物を気軽に見学し学習できる環境を整えることによって、史跡の本質的価値を多くの人と共有することを目指す。

3 人々の営みや景観との共存

吉田城址は、明治維新後の軍隊施設としての利用や、その後の豊橋公園としての利用等を経る中で、今日まで存続してきた。今後とも地域に愛され、支えられる史跡として、子どもたちなど次世代に継承していくために、地域の環境や景観と共存し、史跡の魅力を高める整備を目指す。

第6章 保存管理

第1節 方向性

1 本質的価値の維持について

- ・遺構（石垣・土塁・堀・その他）を保存するための適切な整備を行い、表面維持と安全管理のための措置を図る。
- ・遺構の現状を的確に把握するため、管理台帳（カルテ）や測量図等を作成し、計画的な調査を行いつつ、必要に応じて発掘調査を行い、現状の適切な保存を行う。
- ・複数の遺構や、史跡周辺の自然環境等によって形成される歴史的景観を顕在化させるための措置を図る。

2 本質的価値の共有について

- ・遺構の保存や景観管理のため、計画的な剪定や伐採等の樹木管理を行う。
- ・史跡の本質的価値を向上させるための調査研究を進める。
- ・発掘調査によって史跡に関連する遺構等が発見された場合は、その状況に応じて保存や復旧を行う。
- ・出土遺物の適切な保存と管理を行う。

3 人々の営みや景観との共存について

- ・史跡と地域住民との共生を念頭におき、現在の都市公園や隣接する遊歩道、公共施設等の維持と史跡保護とが共存する現状変更の取り扱い基準を明確化させる。
- ・公園園路など史跡指定地内に存在する施設の維持管理について適切な配慮を行う。
- ・豊橋公園や美術博物館、三の丸会館など、地域の良好な景観形成に資する施設の保存管理を目指す。

4 史跡内の地域区分について

- ・上記の保存管理の方向性を具体化させるために、ゾーンを設定する。
- ・ゾーニングは遺構の重要性や現在の公園利用を基に、図9～12に示すA～Dの4ゾーンに大別する。
- ・遺構の重要性は $A > B \cdot D > C$ となる。
- ・B・Cゾーンに個別に遺存する遺構（石垣・土塁・堀等）については、Aゾーンに準じるものとして扱う。

- ・吉田城址の範囲のうち、史跡指定地外にあたるものについては、従来通り、足軽屋敷地以外の範囲を周知の埋蔵文化財包蔵地として保護する。また、史跡指定地（A～Dゾーン）も、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に含まれる。

本章では、上記の方向性に沿った保存管理の具体的な手法として次の11項目の方針を定める。

- ①土地利用の管理
- ②城郭関連建物
- ③美術博物館、三の丸会館、その他既存の公園施設
- ④工作物
- ⑤地下埋設物
- ⑥樹木管理
- ⑦景観管理
- ⑧自然災害や動物被害等による史跡の滅失・毀損等への対応
- ⑨人為的被害による史跡の滅失・毀損等への対応
- ⑩史跡の日常的な維持管理
- ⑪現状変更の取り扱い

第2節 方針

1 土地利用の管理

史跡指定地は、既存の法適用と本計画、及び関連する諸計画に基づく土地利用の管理を行う。

Aゾーンは、本丸・金柑丸・水門・二の丸の一部が該当する。高密度に重要遺構が現存することから、遺構の保存や歴史的景観の顕在化を促進させるための措置を積極的に講じる。

Bゾーンは、二の丸の一部が該当する。Aゾーンに次ぐ重要な遺構が地上・地中に現存し、保護を要する。

Cゾーンは、三の丸の一部が該当する。Bゾーンに次ぐ重要な遺構が地上・地中に現存し、既存施設との共存を計りながら、遺構の保護を進める。

Dゾーンは、総堀の土塁の一部が該当する。豊橋刑務支所の利用との調整をほかりながら、遺構の保護を行う。

吉田城址のうち、史跡指定地外にあたる範囲（ただし足軽屋敷を除く）については、従来通り、周知の埋蔵文化財包蔵地として保護を行う。

なお、Dゾーンの一部は都市計画道路の計画地である。計画道路の整備計画は

未定であるが、整備の実施時には D ゾーンの取り扱いや整備計画の内容について、関係機関で改めて協議を行う必要がある。

2 城郭関連建物

現在、本丸北西にある復興鉄櫓の改修・建替えについては、内容・方法について本市教育委員会との協議の上、許容する。また、史跡の活用を目的とする新たな復元建物の建設については、真に必要なものが出てきた場合は、内容・方法について本市教育委員会と検討の上、許容する。

3 美術博物館、三の丸会館、その他既存の公園施設

改修・建替えについては、内容・方法については本市教育委員会との協議の上、許可を受ける必要がある。ただし、指定範囲内での別場所への新設は、遺構の重要性と保護の観点から、基本的には困難である。

4 工作物

A・B・D ゾーンは、内容・方法について本市教育委員会との協議の上、許可を受ける必要がある。ただし、現存する遺構の保存を前提とする区域のため、新設は基本的に困難である。

C ゾーンは、現状で複数の建物や工作物が設置されており、地下遺構及び歴史的景観の保全に必要な措置を計ることが望まれる。

5 地下埋設物

A ゾーンは、本市教育委員会の許可を受ける必要がある。ただし史跡の維持の措置、あるいは非常災害のために必要な措置を除き、遺構の重要性と保護の観点から設置は基本的に困難である。

B・C・D ゾーンは、本市教育委員会の許可を受ける必要がある。ただし史跡の維持の措置、あるいは非常災害のために必要な措置を除き、史跡への来訪者や地域住民の日常生活にとって真に必要な不可欠な場合が望まれる。また、遺構の重要性と保護の観点から設置は慎重を期し、地下遺構及び歴史的景観の保全に必要な措置を行うことが望まれる。なお当該ゾーンにおいては、現地表面から 0.2～0.5m 程度地下に遺構面が存在するため、新規の掘削は原則としてこの範囲に留める規模で行うものとする。これを越える規模の掘削については本市教育委員会と十分な協議を行い、調整を図るものとする。

6 樹木管理

史跡の本質的価値を構成する要素の保存、歴史的景観の顕在化、安全性の確保

を行いつつ、全体として良好な景観を保全・形成するため、既存の石垣カルテの内容や専門家の意見により、樹木を適切に管理する。樹木のうち、遺構に影響を及ぼす恐れのあるもの、史跡の見学上の障害となるもの、来訪者に危険を及ぼすもの、史跡の景観をさえぎるものについては、計画的な剪定・伐採等を行う。また、その根拠として樹木管理計画を作成する。

新たな植栽については、本市教育委員会と協議の上、許可を受ける必要がある。史跡全体の整備との整合を図りながら、本質的価値を構成する諸要素への影響が軽微となるように配慮し検討する。

7 景観管理

遺構及び、遺構と一体的な地形や景観等について、樹木管理や除草を通じた歴史的景観の顕在化（見える化）及び維持管理の措置を行い、ビュースポットとして活用を図る。

急勾配の法面や転石など、安全対策を図る必要のある場合には、地形の改変を極力避けるとともに、表面の維持や緑化などの工法により、統一的な景観を保全する。

8 自然災害や動物被害等による史跡の滅失・毀損等への対応

自然災害などにより史跡が被害を受けた場合、臨時的な復旧工事は本市教育委員会及び指定地の管理者の協議により実施する。史跡の構造に影響を与える根本的な復旧工事については、その計画について本市教育委員会と管理者との協議により実施する。

9 人為的被害による史跡の滅失・毀損等への対応

史跡指定地内においては、石垣へのスプレーやチョークによる落書き等、史跡の本質的価値を毀損する問題が発生している。これらの行為に対処するため、説明看板の設置や情報発信に努めるほか、個人や研究機関が史跡内で行う調査等の方法に対し、許認可基準を設ける。

<調査方法の許認可に関する考え方>

遺構を損傷または汚損する調査手法はこれを認めない。その例を下記に示す。

(例) 文化財保護法上の適切な手続きを行わない発掘調査。

チョークやスプレー等を用い、短期又は中長期的に史跡の景観を損なう調査。

その他、学術研究の手法として、社会通念上、理解されていない調査手法。

10 史跡の日常的な維持管理

本市教育委員会は、日常的・定期的に、史跡とその周辺の巡視、点検を行い、適切な保存がなされているかを確認する。石垣や土塁などの遺構に軽微な毀損や衰亡の兆候が見られた場合、管理者と協議の上、小規模な復旧及び小修理による現状復旧を行う。

遺構に生育する草については、遺構の保全と景観管理とのあり方を考慮し、本市教育委員会及び管理者の協議により除草等を行う。

既設の看板や境界杭などの管理施設は、日常的に清掃や軽微な補修等を行い、適切な機能を維持する。

11 現状変更の取り扱い

史跡指定地内の現状変更の取り扱い基準は、表9の通りである。また、現状変更の申請には、定められた現状変更の様式を使用する。

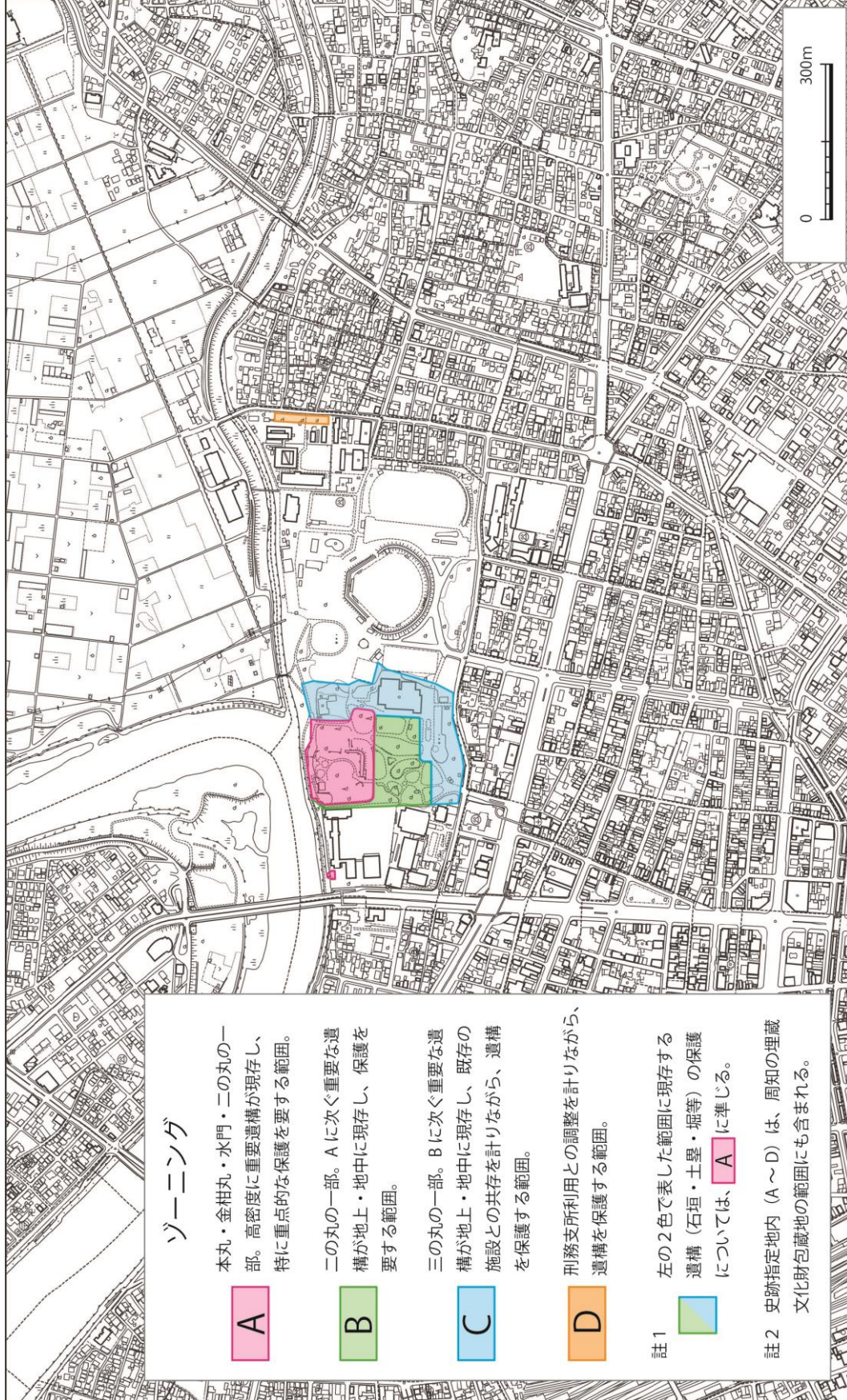


図9 史跡のゾーニング①（全体）

図10 史跡のゾーニング②（中心部分）

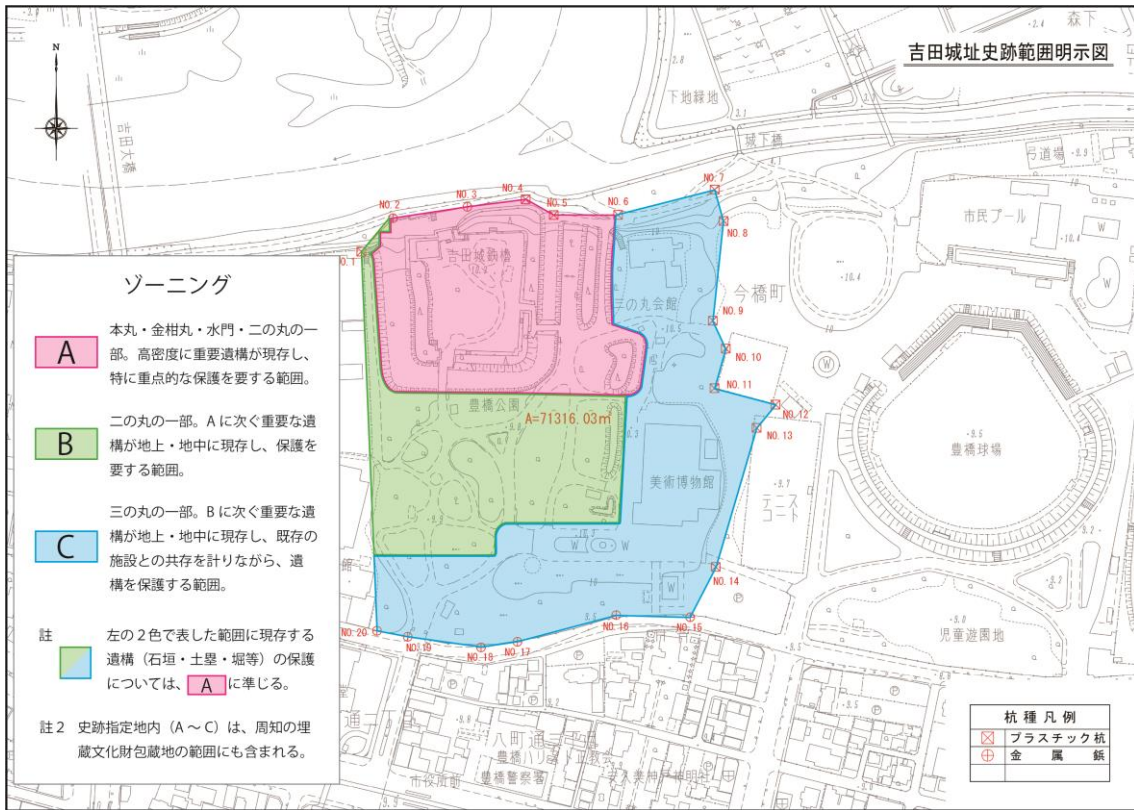


図11 史跡のゾーニング③（水門）

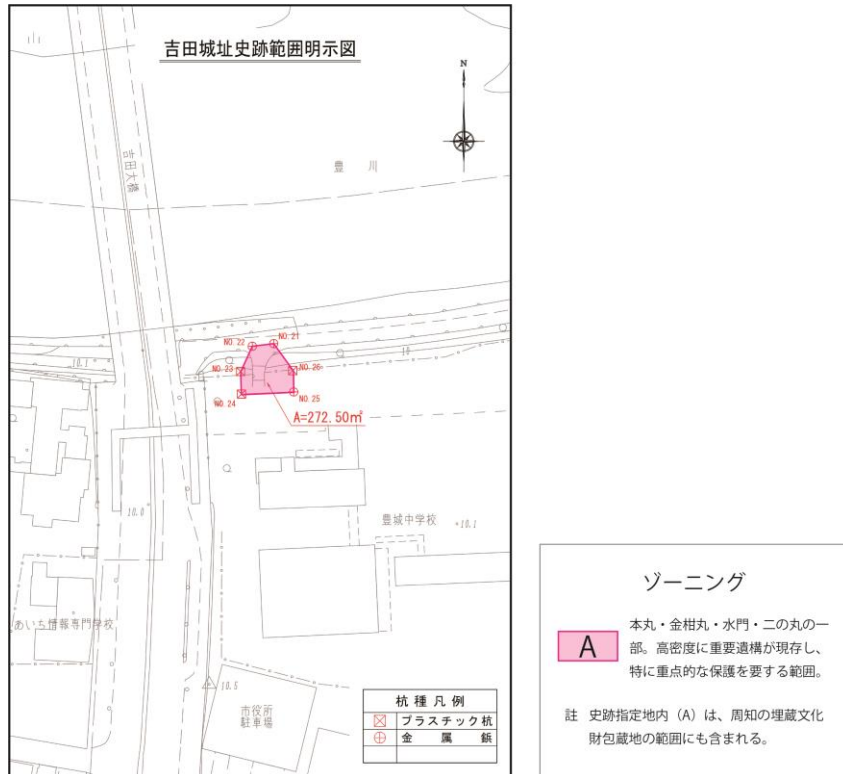
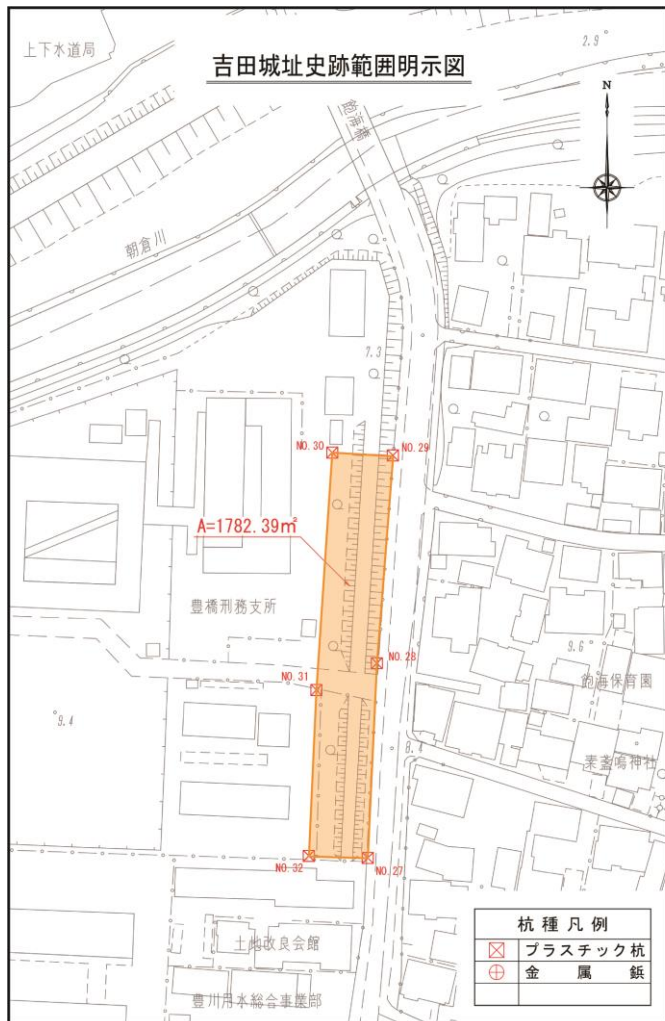


図 12 史跡のゾーニング④（総堀土塁）



ゾーニング

D 刑務支所利用との調整を計りながら、遺構を保護する範囲。

註 史跡指定地内 (D) は、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲にも含まれる。

表9 現状変更の取り扱い基準

項目			ゾーン	取り扱い基準	
大項目	中項目	小項目			
土地の形状	地形の改変		A・B・C・D	土地の掘削、盛土、切土その他、遺構に影響を与える地形の改変は、市教育委員会の許可を受ける必要がある。ただし、遺構の重要性と保護の観点から改変は基本的に困難であり、遺構の重要性はA>B・D>Cとなる。	
史跡に関する こと	整備	史跡整備に伴う発掘調査、工事等	A・B・C・D	市教育委員会の許可を受ける必要がある。ただし史跡の維持の措置を前提とするものであればこれを認める。	
		必要な試験材料の採取	A・B・C・D	市教育委員会の許可を受ける必要がある。ただし史跡の維持の措置を前提とするものであればこれを認める。	
	保存	保存のための調査	A・B・C・D	土地の発掘及び障害物の除却その他調査のために必要な措置を行う場合は、市教育委員会の許可を受ける必要がある。ただし史跡の維持の措置を前提とするものであればこれを認める。	
		管理に必要な施設 ・史跡標識 ・説明板 ・境界標 ・囲い その他	設置	A・B・C・D	地下遺構及び歴史的景観の保全に必要な措置を行う場合は、市教育委員会の許可を受けたいえ認める。
		除却	A・B・C・D	市教育委員会の許可を受ける必要がある。ただし史跡の維持の措置を前提とするものであればこれを認める。	
建築物等(史跡と関連のないもの)	新築、増築、改築		A・B・D	市教育委員会の許可を受ける必要がある。ただし現存する遺構の保存を前提とする区域のため、基本的に困難である。	
			C	市教育委員会の許可を受ける必要がある。現状で複数の建物や工作物が設置されており、地下遺構及び歴史的景観の保全に必要な措置を計ることが望まれる。	
	除却		A・B・C・D	市教育委員会の許可を受ける必要がある。ただし史跡の維持の措置を前提とするものであればこれを認める。	
都市公園に関する こと	園路	新設	A	市教育委員会の許可を受ける必要がある。ただし史跡の維持の措置を前提とするものであればこれを認める。	
			B・C	市教育委員会の許可を受ける必要がある。地下遺構及び歴史的景観の保全に必要な措置を計ることが望まれる。	
		舗装、修繕	A・B・C	土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴うものは、市教育委員会の許可を受ける必要がある。ただし、遺構の重要性と保護の観点からその保全を前提とすることが望まれ、遺構の重要性はA>B>Cとなる。	
			A・B・C	土地の掘削、盛土、切土その他地形の改変を伴わないもので、遺構に影響を与えないものについては基本的に認める。	
	立竹木	植栽	A	樹木管理計画に従って行い、市教育委員会の許可を受ける必要がある。史跡の保存活用に資するために必要なもの、もしくは景観形成上、防災上必要なものが望まれる。	
			B・C	樹木管理計画に従って行い、市教育委員会の許可を受ける必要がある。	
			D	市教育委員会の許可を受ける必要がある。真に史跡の保存活用に資するために必要なもの、もしくは景観形成上、防災上必要なものが望まれる。	
		維持管理	A・B・C・D	日常的な維持の措置(古倒木・倒木処理・支障枝剪定・草刈・落葉処理など)については、許可を要しない。	
	伐根	A・B・C・D	樹木管理計画に従って行い、市教育委員会の許可を受ける必要がある。		
	埋設物等 ・地下埋設管 ・その他	設置	A	市教育委員会の許可を受ける必要がある。ただし史跡の維持の措置、あるいは非常災害のために必要な措置を除き、遺構の重要性と保護の観点から設置は基本的に困難である。	
			B・C・D	市教育委員会の許可を受ける必要がある。ただし史跡の維持の措置、あるいは非常災害のために必要な措置を除き、史跡来訪者や地域住民の日常生活にとって真に必要な不可欠な場合が望まれる。また遺構の重要性と保護の観点から設置は慎重を期し、地下遺構及び歴史的景観の保全に必要な措置を行うことが望まれる。	
		改修	A	市教育委員会の許可を受ける必要がある。ただし史跡の維持の措置、あるいは非常災害のために必要な措置を除き、地下に埋蔵する遺構に影響を与えず、かつ、史跡来訪者や地域住民の日常生活にとって真に必要な不可欠である場合が望まれる。	
			B・C・D	市教育委員会の許可を受ける必要がある。ただし史跡の維持の措置、あるいは非常災害のために必要な措置を除き、遺構の重要性と保護の観点から改修は慎重を期し、地下遺構及び歴史的景観の保全に必要な措置を行うことが望まれる。	
除却	A・B・C・D	市教育委員会の許可を受ける必要がある。ただし史跡の維持の措置を前提とするものであればこれを認める。			
災害対応	史跡指定地内の被害	復旧工事	A・B・C・D	非常災害のために必要な応急措置、又は史跡の保存への影響が軽微な工事は、市教育委員会の許可を要しない。	
			A・B・C・D	史跡の構造に影響を与える根本的な復旧工事は、市教育委員会の許可を受ける必要があるが、史跡の維持の措置を前提とするものであればこれを認める。	

註：B・Cのゾーン内に現存する土塁や石垣、堀などの遺構及びその隣接区域については、Aゾーンに準じる取り扱いとする。

史跡指定地(A～Dゾーン)は、文化財保護法上の周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲にも含まれる。

【根拠】豊橋市文化財保護条例

(現状変更等の制限)

第11条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置をとる場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

第30条 (略)第8条から第12条まで(略)の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第7章 活 用

第1節 方向性

1 歴史発信について

吉田城は東三河地域の中心的な城郭であり、現在の本市の発展の礎ともなった貴重な歴史遺産である。しかし、その価値は十分に認識されていない。

そこで、現地に良好に現存する遺構の情報や、史跡の魅力ある歴史ストーリーを分かりやすく表現し、吉田城が歴史上、重要な位置づけにあることへの理解を深める情報発信を積極的に行っていく。

2 本質的価値の共有について

史跡の本質的価値を積極的に発信するため、遺構・遺物の公開を進める。特に石垣や土塁、堀などの遺構については、環境整備による歴史的景観の顕在化及び安全管理を進め、適切な公開手法を検討する。

3 人々の営みや景観との共存について

吉田城址は、本市の中心市街地に所在する。特に史跡中心部は現在の豊橋公園の範囲と重なり、多様な土地利用がなされている。吉田城址はこうした環境と共存しながら、学びの交流拠点の創出、多世代交流の場の創出、市民の憩いの場の創出、観光拠点の創出に資する存在となることを目指す。

本章では、上記の方向性に沿った活用の具体的な手法として次の7項目の方針を定める。

- ①史跡と地域の歴史文化に関する調査研究
- ②史跡の計画的な活用
- ③史跡指定地外との一体的な活用
- ④周辺の資源や施設の活用と広域的ネットワークの構築
- ⑤効果的な情報発信
- ⑥活用を促す仕掛けづくり
- ⑦観光資源としての活用

なお活用は、市民と観光客など対象を区別し、ニーズの違いを踏まえた方向性や方法を検討する必要がある。

第2節 方針

1 史跡と地域の歴史文化に関する調査研究

(1) 確認調査の実施と調査研究

地上に現存する遺構のほか、地下に埋没する遺構の構造を解明し、史跡全体の適切な活用につなげる。

(2) 史跡周辺の遺構・遺物の調査研究

史跡指定地外に所在する、吉田城に関係する有形・無形文化財について、吉田城との関係を解明し、価値を明らかにする。

(3) 史跡周辺の有形・無形文化財の文化財指定

調査研究成果に基づき、県・市指定や指定のランクアップを促進する。

2 史跡の計画的な活用

(1) 展示施設の活用

史跡指定地内で史跡の解説を行う施設として、①復興鉄櫓、②豊橋市美術博物館が所在する。このうち、①は吉田城や城下町に特化した施設であり、現在は豊橋市役所産業部観光プロモーション課が運営している。ガイドンス施設的な性格を有し、施設そのものを「吉田城」と認識する来訪者は多い。

②は豊橋市役所教育部美術博物館が運営する。令和5年度には本市の歴史を通史的に解説する常設展示開設を予定している。

これら展示について適宜見直しを図るとともに、施設を拠点として市職員やボランティアからなるガイドが連携し、季節ごとのイベントや体験プログラム、ワークショップなどの企画と開催を検討する。

(2) ボランティアの育成・活用

豊橋市文化財センターが運営する「豊橋市文化財サポーター」制度では、文化財の保存活用の諸活動に関わる定例会を実施し、吉田城址においては各種イベントのサポート活動を行っている。また観光部門では、一般社団法人豊橋観光コンベンション協会が運営する、市民ボランティア「ほの国豊橋案内人」によるガイドが行われている。これらボランティアの育成を通し、市民参画の推進や来訪者の満足度向上に向けた取り組みを推進するほか、ボランティア組織間の連携の取り組みを目指す。

(3) 史跡に関連する遺物や文化財の公開活用

発掘調査で出土した考古遺物や、古文書・美術工芸品等の展示施設での公開活

用を通し、史跡に対する学習機会の充実を図るとともに、来訪者の知的欲求を満たす文化観光を推進する。

(4) 学校教育との連携

小中学校における社会科、高等学校における歴史総合等の授業の一環に吉田城址での校外学習を取り入れることを働きかけるとともに、学校教育に連動した教材の開発や、「とよはし版 GIGA スクール構想※」との連携、展示プログラムの提案を行う。また、これらの実現と促進のために教職員への研修会を行い、吉田城址の歴史的・地域的な位置づけに対する理解の広がりを目指す。

※ Global and Innovation Gateway for All: すべての児童・生徒が利用できるコンピュータと、高速ネットワーク環境を整える取り組み。本市においては、公立学校の児童・生徒 1 人 1 人にタブレット端末が貸与されている。

(5) 生涯学習における活用

幅広い年齢層が吉田城址に親しみ、学習する機会を創出するための取り組みを推進する。このための取り組みとして、パンフレットや案内看板の充実、現地見学会や体験学習会の開催、講演会の開催等があげられる。また、日常の散策の場として活用できる環境整備を検討していく。

(6) シンポジウム・講演会・講座・イベント

史跡の価値を広く理解し、継続的に関心を持ってもらうことを目的に開催する。大規模な講演会だけでなく、市民館や集会所など中小規模の施設での講演会なども企画する。また、TV ドラマ・映画・アニメ・ゲーム等の社会的トレンドを反映した発信力のある講演会・イベント等の実施についても検討を進めていく。

(7) 幅広い地域との連携

史跡と一体的な地理的背景を有する東三河地域の各自治体や、東海道を通じて歴史的な繋がりを有する周辺自治体、また、歴代城主・藩主等に関わる結びつきを持つ全国各地の自治体との連携を図る。

3 史跡指定地外との一体的な活用

(1) 「吉田城、吉田宿、東海道」の包括的な活用

城下町に残る町名や寺社仏閣、そこに現存する遺構・遺物等の関連資産の情報発信や動線整備を推進する。史跡を中心とした人流の活性化を図るとともに、地域と密接に関わる歴史ストーリーの発信により郷土愛の醸成を促進する。

(2) 「吉田城、豊川」が構成する景観の活用

江戸時代以来の、全国的に著名な景勝の地が現存することを活用し、史跡を代表とする景観として整備活用を推進する。

4 周辺の資源や施設の活用と広域的ネットワークの構築

(1) 地元企業や住民との連携・交流

史跡への来訪者が、地元と交流する機会を創出する。例えば「吉田城の日」の制定によるイベントの開催等を検討する。イベントは城郭を前面に押し出したものだけでなく、イベント開催日を求心力として多様な企画の実現に取り組み、幅広い世代が史跡に訪れ、親しむ機会の創出を推進する。

(2) 周遊ルートの設定

豊橋公園を中心とする史跡指定地中心部一帯のほか、豊橋刑務支所内に所在する総堀土塁と、豊城中学校北面に隣接する水門からなる2か所の遠隔指定地、また史跡の周辺地域への人流を促す取り組みを促進する。その実現のために、サイン計画を策定し、史跡全体として調和のとれたデザイン・配置の説明看板や案内看板を設置する。

(3) 広域的ネットワークの構築

類似する文化財や歴史文化の特徴を有する周辺自治体と、行政の枠組みを超えた横断的な連携を図り、観光客誘致や城郭サミット等の大規模イベントの開催を検討する。

5 効果的な情報発信

(1) 情報発信の拠点

来訪者の多くが見学する復興鉄橋や美術博物館を中心とした、来訪者と地域交流の場の実現について検討する。また、豊橋市役所じょうほうひろばや、豊橋駅の観光案内所等を通じた、市民や観光客への情報発信の強化を検討する。

(2) 多様な魅力についての情報発信

吉田城址の社会的な認知度が決して高くないことを理解し、積極的な情報発信を行い、多様な魅力をアピールしていく。歴史イベントの開催やパンフレットの配布等による従来の周知方法のほか、例えばグッズの販売により親近感を高めることや、先にあげた「吉田城の日」の設定等が挙げられる。また近隣市のように、史跡の魅力を向上させる取り組みと併せて、公園の名称に城(址)を付す等の方法も、城址への認知を促す上で有効である

(3) 史跡の「見ごろ」情報の発信

歴史的景観の顕在化作業等を通し、史跡の景観が明瞭になる時期等について、積極的な情報発信を行う。

(4) デザイン戦略

説明看板やデジタルコンテンツ、印刷物等への統一的なデザイン採用を検討し、一見して「吉田城」をイメージさせる広報の在り方を検討する

(5) インターネットの活用

ホームページによる集約的な情報発信の在り方を検討するとともに、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等による集約的な情報発信を行う。イベント情報の発信を通し、城址そのものに強い関心を持つ層だけでなく、より幅広い層への関心の拡大を図る。

(6) 印刷物の活用

駅構内や学校、図書館等、多様な施設で情報を発信するポスター・チラシの制作や活用を進める。イベント案内だけでなく、「吉田城ブランド」を向上させるためのイメージポスター等を通し、幅広い層への周知と関心の拡大を図る。

6 活用を促す仕掛けづくり

(1) アクセス性の向上による活用促進

史跡は東三河地域の鉄道網の中心である豊橋駅を通じ、豊橋鉄道東田本線「豊橋公園前」「市役所前」から至近の好立地に位置する。こうした優れた環境を活用するため、史跡へ案内板の整備等、利便性向上の取り組みを検討する。

(2) 周辺施設との連携による活用促進

史跡に隣接する豊橋公園の東側エリア（動的ゾーン）で予定されている再整備計画や、豊橋市役所、豊橋市公会堂等の周辺施設と連携し、調和的な動線整備や人流を促す手法についての検討を進める。

7 観光資源としての活用

史跡を、本市を代表する観光資源のひとつに位置づけるため、豊橋観光コンベンション協会など観光振興を目的とする団体や、公共交通機関との連携を深め、観光資源としての魅力向上や情報発信を強化する。また、ガイドブックや記念グッズ等の制作、ガイドツアーや各種イベントの開催等を通して、効果的な活用の推進を検討する。

第8章 整備

第1節 方向性

1 歴史発信について

- ・史跡指定地を核とし、現在の市街地一体に広がっていた広大な吉田城の歴史を発信する交流拠点の形成を目指す。
- ・吉田城を通して郷土の歴史を学びつつ、多世代の交流が生まれ、同時に市民の憩いの場となる環境整備を行う。

2 本質的価値の共有について

- ・多くの人々が史跡を訪れ、その価値を広く共有・体感できる史跡公園として整備を行う。
- ・史跡の本質的価値を分かりやすくするため、歴史的景観を顕在化させるための整備を行う。
- ・石垣・土塁・堀等の遺構について、安全に公開するための調査と、修復・復元整備を行う。
- ・石垣の崩落や土塁の土砂流出、堀の埋没などを防ぐため、遺構保存の整備を行う。
- ・本来の広大な城域や東海道・吉田宿を活用するため、市街地にも歴史を感じさせる取り組みを進める。

3 人々の営みや景観との共存について

史跡中心部は現在の豊橋公園の範囲と重なり、多様な利用がなされている。このため史跡と公園の整備は不可分の関係にあり、調和を図った整備を行う。

また整備にあたっては、史跡として全体に調和のとれた景観となるよう、看板等の形態や色彩に配慮する。

本章では、上記の方向性に沿った具体的な整備の手法として、次の3項目について方針を定める。

- ①保存と展示公開のための整備
- ②活用のための周辺整備
- ③整備の実施期間と手法について

第2節 方針

1 保存と展示公開のための整備

(1) 遺構保存のための整備 (図14)

ア. 遺構全般について

- ・遺構の保存と来場者の安全確保のため、測量図や健全度調査に基づき、必要な調査と修復工事を行う。
- ・遺構に影響を及ぼす樹木について、ゾーニングに基づく樹木管理計画を策定し、剪定・伐採を進める。
- ・定期的な見回り等のモニタリングを行い、遺構の状況を正しく把握する取り組みを進める。

イ. 石垣

- ・現在閉鎖されている石垣上への動線について、安全性に配慮した解放の在り方を検討する。
- ・石垣内部に浸入する雨水の予防措置を進める。

ウ. 土塁

- ・土砂が流出する部分については復元的な盛土を行い、本来の形状に復する。
- ・土塁表面は現環境に自生する植物が被覆するように管理するなど、土砂流出の防止を進める。

エ. 堀・切岸

- ・石垣や土塁と一体的に形成される法面(切岸)という性質上、石垣・土塁と調和的な整備を行う。
- ・堀底に投棄されたゴミの清掃を行う。

(2) 歴史的景観の顕在化のための整備 (図15・16)

史跡内外から見た景観について、ビュースポットの設定を行い、現存遺構により形成される歴史的景観の顕在化を行う。なおビュースポットの設定については、下記の4点を考慮する。

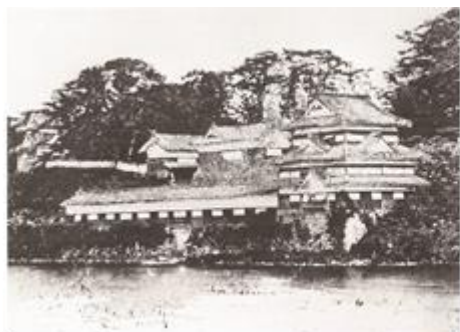
- ①石垣・土塁・堀・切岸等の遺構群が連動した城郭構造
- ②史跡を代表する重要な遺構
- ③古写真や浮世絵に残された景観の活用
- ④豊川対岸や吉田大橋からの景観

- ・ゾーニングに基づく樹木管理計画を策定し、史跡の歴史的景観をさえぎる樹木の剪定・伐採を進める。
- ・遺構等に繁茂する雑草等の定期的な除草を行う。また、効率的な除草の方法に

ついて検討を進める。

- ・ 損傷、滅失、埋没した遺構の復元について、検討を進める。そのための方法として、部分的な発掘調査（確認調査）を実施する。
- ・ 石巻山や豊川の良好な眺望は、史跡の背景として関わりの深いものである。これらの景観について、史跡内からの眺望についても配慮する。
- ・ 史跡内には明治時代以降の軍隊関連施設や戦後復興関係の施設が現存しており、本市の近代化を物語る遺構として一体的な整備を行う。
- ・ 整備に際し、史跡の歴史的景観に影響を与えるモニュメント等構築物について、移設のほか、設置者が不明もしくは存在しないものは撤去を検討する。

図 13 古写真や浮世絵に残された吉田城の歴史的景観



吉田城古写真（明治初期撮影）個人蔵



東海道五十三次之内 吉田（行書版）
（天保年間後期）歌川広重 二川宿本陣資料館蔵

2 活用のための周辺整備

（1）史跡および史跡周辺の周遊のための整備

- ・ 来場者に魅力が伝わる周遊ルートの設定を進める。
- ・ 史跡指定地外の吉田城址の範囲や、東海道・吉田宿等、史跡と密接な繋がりを有する市街地の各地域において、史跡と連動した看板設置等の取り組みを進める。
- ・ 史跡内の周遊ルートは、ビュースポットを結ぶ形で設定し、車椅子やベビーカーでも利用できるよう、機能性、景観、および遺構保存に配慮した素材で整備する。
- ・ 繁茂した樹木や、枝の落下による事故等への懸念を解決するため、樹木管理計画に基づく剪定・伐採を行う。

（2）史跡内外の看板整備

- ・ 史跡の魅力を引き出し、かつ利便性に優れた統一的な説明看板・案内看板となるよう、サイン計画を策定し、これに基づく整備を行う。

- ・説明看板は、市内外の大人・子供のほか、海外ルーツの在住者、海外からの観光客に配慮した構成を検討する。
- ・説明看板による解説のほか、スマートフォンやタブレット端末を活用した案内動画等、より重層的な解説について検討する。

（３）周辺の管理施設・便益施設の整備

- ・史跡指定範囲の区域を明瞭にするために、史跡標柱（看板等を含む）と境界杭を設置する。
- ・便益施設は、既存の施設を活用し、必要に応じて新たな設置や整備を検討する。

（４）史跡整備にあたる配慮

- ・第１章であげた、諸計画と調和した史跡整備を行う。
- ・バリアフリーに配慮した整備を可能な範囲で実施する。
- ・防犯に配慮した管理手法の検討を継続的に進める。

（５）城郭施設の復元に対する考え方

- ・吉田城址の整備においては、現存する遺構の保護と、それらによって構成される優れた歴史的景観の顕在化を最も重要なものと位置づける。現地での城郭施設の復元は、これら一連の取り組みを進めた上で、真に必要と考えられるものがある場合は、検討する。
- ・一方で、AR・VRを活用したデジタルコンテンツによる復元や、史跡の全体像を復元した精度の高い全体模型の制作など、現存遺構と併せた複合的な魅力の実現に向け、検討する。
- ・これらの整備にあたっては、発掘調査成果、古文書、古絵図等の資料について検証を進め、復元する内容（時代性・位置・構造・意匠等）について、十分な検討を行う。

（６）吉田城址整備基本計画の策定

上記の取り組みの実現に向け、整備基本計画を策定する。

３ 整備の実施期間と手法について

（１）優先的に実施すべき施策

令和７（２０２５）年度までに実施（計画策定等を含む）を目指すもの

- ・現状の測量
- ・安全管理に係るもの
- ・遺構保護や修復に係るもの

- ・歴史的景観の顕在化に係るもの
- ・「整備基本計画」「樹木管理計画」「サイン計画」の策定

(2) 中期的に実施すべき施策

令和 12 (2030) 年度までに実施 (計画策定等を含む) を目指すもの

- ・調査研究による史跡の価値把握と向上
- ・整備工事に係る設計の作成
- ・便益施設の充実
- ・動線の整備

(3) 長期的に実施すべき施策

長期的に実施 (計画策定等を含む) を目指すもの

- ・城郭施設の復元
- ・ガイダンス施設の拡充



千貫櫓台石垣の崩落（令和3年度）



裏門石垣の部分崩落（令和元年度）



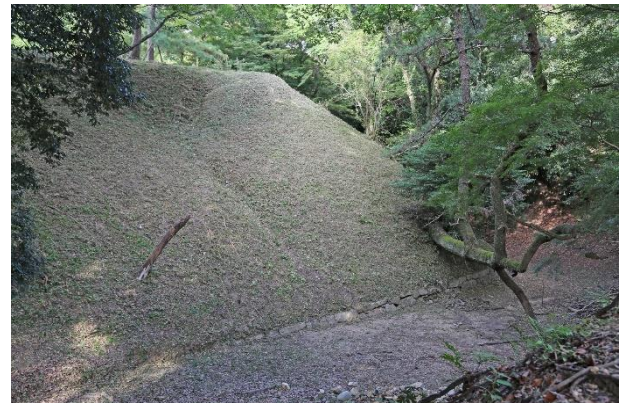
孕み出しを大型土嚢で抑える石垣（本丸北）



樹木の生長による石垣の損傷（本丸西）



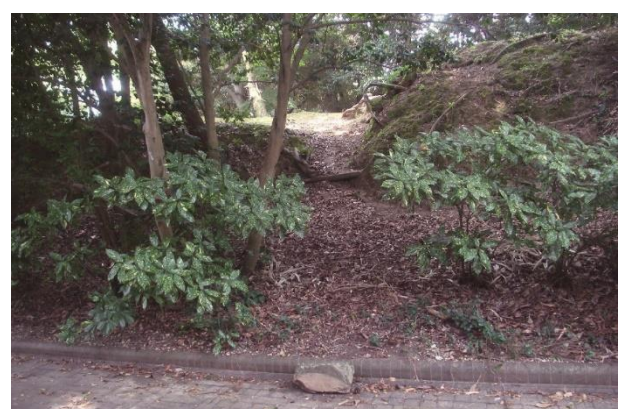
石垣面に生育する樹木（南多門堀石垣）



水道が形成され土砂流出が進む切岸（本丸南東）



土砂が流出し樹根がむき出しになった土塁（二の丸）

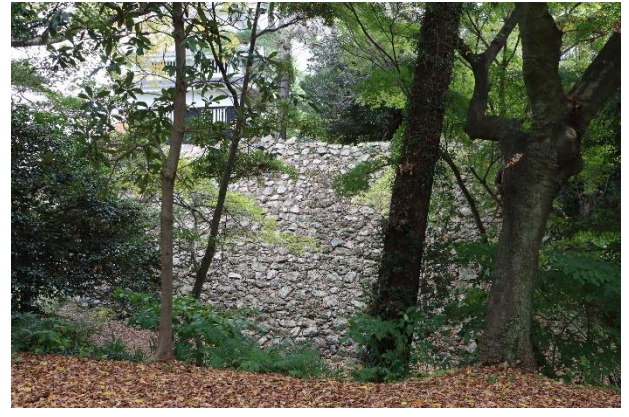


土砂流出によって塀礎石が転落した土塁（二の丸）

図14 近年の代表的な遺構の損傷と、遺構保存のための整備を行う候補地の例



工事区域の石垣上に雑草が繁茂した状況（本丸東）



二の丸から望む池田輝政期の高石垣・空堀・復興鉄槽



辰巳櫓跡から見下ろす裏門土橋・内堀



内堀・腰巻石垣・切岸・土橋が連動する景観



全国的にも貴重な登り塀の礎石列※（本丸東）



埋没が進む空堀（二の丸・三の丸間）



三の丸と武家屋敷地を隔てる長大な土塁



横矢掛けのための屈曲構造が残る土塁（三の丸）

図 15 歴史的景観の顕在化のための整備を行う候補地の例 1 ※印以外は令和 4 年 10・11 月撮影



吉田大橋や豊川対岸から望む本丸の景観※



本丸広場に復興された鉄櫓



大手側から見た本丸の景観※



北多門の内柵形虎口と復興鉄櫓



裏門の外柵形虎口と復興鉄櫓

図 16 歴史的景観の顕在化のための整備を行う候補地の例 2 ※印以外は令和 4 年 10・11 月撮影

第9章 運営・体制の整備

第1節 方向性

1 整備と管理について

- ・長期的な史跡の保存活用と整備に向けては、行政だけではなく、史跡をとりまく多様な担い手と組織が協力して取り組みを進める。
- ・史跡の土地所有者と管理者が異なっている現状を踏まえ、それぞれの土地利用と市民ニーズに応じた必要な現状把握と管理の措置を講じるとともに、諸課題を解決するため、関係者間の連携を進める。

2 地域との連携について

- ・より多くの市民や団体が史跡の保存と活用の取組に関わることができる環境づくりを進める。
- ・史跡の活用や情報発信を担う組織の体制づくりについて、重点的に取り組みを進める。

3 普及啓発や活性化について

- ・史跡の魅力やイベント開催について、効果的な情報発信を行う。
- ・市内外のイベント開催・参加・誘致や、周辺自治体との連携を進める。

4 財源の確保について

- ・史跡の保存管理や整備活用への財源確保のため、国庫補助金や交付金、民間資金の活用に向けた取り組みを進める。

本章では、上記の方向性に沿った運営・体制の具体的な手法として、次の6項目について方針を定める。

- ①行政組織間の連携
- ②市民協働の推進
- ③活動主体となる団体の体制整備
- ④整備委員会
- ⑤関係機関との連携
- ⑥財源の確保

第2節 方針

1 行政組織間の連携

- ・史跡の現状把握や保護、歴史的景観の管理、来訪者の安全確保等に向けた措置を適切に講じるため、市役所内の関係課・国土交通省豊橋河川事務所・愛知県東三河建設事務所・法務省豊橋刑務支所等との連携を図る。
- ・史跡内に立地する3施設（復興鉄櫓・美術博物館・三の丸会館）が、それぞれの特性を活かした運営を行い、全体として史跡の価値を高めるよう、連携を図る。

2 市民協働の推進

- ・豊橋市文化財センターが運営する文化財サポーター制度や、豊橋観光コンベンション協会が運営する観光ボランティアガイド「ほの国豊橋案内人」、地域の愛好団体等との連携をとりながら、吉田城址を中心に市の歴史文化資源活用における市民参加を促進する。また、その活動を支援するための仕組みづくりを目指す。
- ・生涯学習の場としての活用に向けて、地区市民館・校区市民館等との連携を深める。また、公教育との関わりを深めるため、小中学校や高等学校における社会科教育や部活動、ボランティア活動と連携を進める。
- ・史跡の調査研究を深化させるために、大学等の研究機関との連携を目指す。
- ・地域に愛される城址にしていくために、体験型の市民協働の機会を創出する。この具体的な取り組みの例として、史跡の清掃活動への参加や、発掘調査体験の開催等を検討する。
- ・史跡の周辺に所在する文化財を含め、文化財に対する防犯・防災の意識向上と普及啓発に向け、地元関係団体との連携を深めていく。

3 活動主体となる団体の体制整備

史跡の活用や集約的な情報発信を実現するための組織（協議会等）の設立に向けた取り組みを積極的に推進する。市から独立的な立場にある組織が普及啓発活動に関わることで、市内外におけるイベント参加・開催・誘致のほか、魅力的なグッズ制作や販売体制の実現を目指す。また、史跡の整備活用の経過観察に協議会が参画することで、状況の共有と取り組みの推進を図る。

4 整備委員会

整備基本計画の策定ならびに整備の実施に際しては、有識者や庁内関係部局長など各関係者で構成された整備委員会を設け、その指導と助言のもとに事業を進める。また、経過観察の手法として、整備委員会への報告や整備委員会によ

る事業の評価・検証を行うものとする。

5 関係機関との連携

- ・活用のための情報発信において、観光・メディア関係者のほか、公共交通機関との連携を進める。
- ・地域に存在する様々な資源（例：路面電車・手筒花火等）と連携した取り組みの実施や多様化について検討し、地域の重層的な魅力の創出を図る。

6 財源の確保

- ・史跡の保存管理や整備活用を推進するための財源として、国庫補助金や交付金^{※1}、民間資金の活用に向けた取り組みを進める。
- ・民間資金の活用に向けては、個別の遺構保護やビュースポット整備を対象としたスポンサー制度^{※2} や、企業版ふるさと納税制度^{※3} などを検討する。また、イベント等での収益確保の在り方について検討していく。

※1 国庫補助・交付金の取得の例として、文化財部門においては、文化庁の「地域の特色ある埋蔵文化財活用事業」や、「文化財保存活用地域計画」掲載事業に対する地方創生推進交付金の弾力化措置が挙げられる。

※2 豊橋総合動物公園が運営する「動物スポンサー制度」では、法人（10万円/1口）・個人（2万円/1口）を募集し、イベント招待や看板・HP等での紹介等を行っている。

※3 国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対し企業が寄附を行った場合に、寄附額の6割を当該企業の法人関係税から税額控除する仕組み。これにより、通常の損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせ、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担は約1割まで圧縮される。

第10章 施策の実施計画

各施策の実施計画を、第6次豊橋市総合計画の前期目標年次である令和7（2025）年度までの3年間と、同後期計画（令和8～12〔2026～2030〕年度）、それ以降の期間に分けて、表10の通り定める。

第11章 経過観察

第1節 方向性

第6章から第10章の内容について、第6次豊橋市総合計画の前期基本計画の最終年次（2025）、同後期基本計画の最終年次（2030）、それ以降を経過観察の時期に設定し、表11のように実施する。

第2節 方針

吉田城址の保存活用にあたっては、管理団体である本市や、活用の取り組みに積極的に参画する協議会[※]等が中心となって、表11のような項目について経過観察を行い、その結果をその後の保存管理・整備活用に活かしていく。そのために、整備委員会への報告などを行う。

※ 協議会（部会）は、令和5（2023）年度の準備会発足、令和6（2024）年度以降の協議会発足を旨とする（第10章参照）。

表 10 各施策の実施計画

施策	項目	第6次総合計画前期（～2025年度）	第6次
保存管理	調査研究	石垣解体修復工事に伴う発掘調査（～2025年度）	
	樹木管理	樹木管理計画策定 → 住民説明、剪定・伐採	
	日常管理	除草・清掃・モニタリング	
	保存活用計画	経過観察との整合性、現状変更取扱基準の運用、	
活用	イベント・体験プログラム等	計画 → 試験実施 →	実施
	学校教育	教職員との連携・授業による史跡見学・部活動との	
	展示	展示手法や内容の検討、展示内容の更新	
	ビュースポット	設定 → 歴史的景観の顕在化のための	
	情報発信	ホームページ・SNSの運営方法、メディア連携等	
整備	計画・設計・整備委員会	各委員会の発足・開催・運営	
		整備基本計画・サイン計画の策定 →	
		（文化財保存活用地域計画の策定） →	
		民間資金の獲得方法の検討 → 民間資金の獲得・取り組みの推進	
	遺構整備(石垣)	遺構修復・歴史的景観の顕在化・遺構保護の措置	
	遺構整備(土塁)	現状の測量・状況把握 → 遺構修復・歴史的景観の顕在化	
	遺構整備(堀)	現状の測量・状況把握 → 遺構修復・歴史的景観の顕在化	
	遺構整備(その他)	現状の測量・状況把握 → 遺構修復・歴史的景観の顕在化	
	動線整備(史跡内)		実施設
	動線整備(史跡外)		実施
便益施設・管理施設	施設改修・維持の措置		
復元的整備	デジタルコンテンツ・模型製作等の検討 →	制作	
運営・体制	協議会(部門)の整備	検討・準備組織発足 → 運営・発展	
	ボランティア育成・活用	文化財サポーター・観光ボランティアガイド・学生	
	関係者間の連携		

総合計画後期（2026～2030年度）	2031年度以降の期間
、史跡整備のための確認調査、資料整理・地域の歴史資源の把握	
遺構・遺物の適切な保存管理	
連携・教材開発	
措置	景観維持の措置
の検討・実施	
・景観維持の措置	
・遺構保護・景観維持の措置	
・遺構保護・景観維持の措置	
・遺構保護・景観維持の措置	
計・整備工事（園路・サイン等）	施設維持の措置
設計・整備工事（サイン等）	施設維持の措置
→ 実装	
ボランティアとの連携	

表 11 経過観察の項目と時期

区分	項目	観察時期（年度）			観察主体	観察手法
		2025	2030	2031~		
計画全体	総合計画に位置づけられているか		○		事務局	整備委員会への実績の報告
	文化財保存活用地域計画との整合性は図られているか※		○			
	財源確保のための取り組みはあるか	○	○	○		
	関連部局・組織との調整は図られているか	○	○	○		
	保存活用計画の見直しは図られているか		○			
	SDGs の実現に向けた取り組みは図られているか		○			
保存管理	史跡等の遺構・遺物の調査は進められたか	○	○	○	事務局	整備委員会への実施状況の報告
	史跡に係る周辺文化財の調査は進められたか	○	○	○		
	樹木管理は適切に行われているか	○	○	○		
	日常の観察や維持管理は適切に行われているか	○	○	○		
	現状変更の取り扱い基準は適正に運用されているか	○	○	○		
活用	イベントや体験プログラム等は計画的に企画・実施されたか	○	○	○	事務局・協議会	活用実績や年間利用者数、利用者意見
	美術博物館や鉄櫓での展示は計画的に行われたか	○	○	○		
	課外活動や部活動等による史跡見学は図られたか	○	○	○		
	史跡見学や学習のための教材開発を行ったか	○	○	○		
	出土遺物の展示等は行われたか	○	○	○		
	ビュースポットの設定と管理は適切に行われているか	○	○	○		
	周遊ルートの設定と管理は適切に行われているか	○	○	○		
	史跡の情報発信の取り組みは推進されたか	○	○	○		
整備	整備基本計画は策定されたか	○			事務局・協議会	整備委員会による事業の評価、検証
	樹木管理計画は策定されたか	○				
	サイン計画は策定されたか	○				
	遺構の測量は行われたか	○				
	来場者の安全確保・利便性向上のための整備は進められたか	○	○	○		
	遺構保存のための整備は進められたか	○	○	○		
	歴史的景観の顕在化のための整備は進められたか	○	○	○		
	史跡指定地内外を結ぶ取り組みは進められたか	○	○	○		
	サイン設置等は進められたか	○	○	○		
	AR・VR・模型等による展示解説について、検討や実装が進められたか	○	○	○		
運営・体制	ボランティアの育成は進められたか	○	○	○	事務局・協議会	整備委員会による事業の評価・検証
	ボランティア団体との連携は進められたか	○	○	○		
	他部局や地域との連携は進められたか	○	○	○		
	市民協働の体制整備は進められているか	○	○	○		
	中心となる団体の体制を整備し、取り組みを進めているか	○	○	○		
	国庫補助金・交付金確保の取り組みは進められたか	○	○	○		
	民間資金活用のための仕組みづくり実施は行われたか	○	○	○		

※令和3～4（2021～2022）年度に計画準備を行い、令和5～7（2023～2025）年度にかけて作成。

資料編

資料1 策定組織

吉田城址保存活用計画策定委員会 委員

役職	名 前	所 属	専門等
委員長	中井 均	滋賀県立大学名誉教授	城郭史
副委員長	加藤 理文	(公財)日本城郭協会理事	城郭史
委員	山田 邦明	愛知大学教授	中世史
委員	内浦 有美	豊橋市教育委員・ぼったり堂代表	有識者
委員	木戸 珠造	NPO 法人吉田城復元築城をめざす会 代表理事	地域代表
委員	吉見 正樹	八町校区自治会長	地域代表
委員	大谷 政道	(一社)豊橋観光コンベンション協会 常務理事	観光部門代表
委員	金子 知永	豊橋市 都市計画部長	市関係部長
委員	河合 博文	豊橋市 産業部長	市関係部長

吉田城址保存活用計画 庁内意見交換会 委員

委員	所 属	役 職
1	企画部 政策企画課	課長補佐
2	文化・スポーツ部 「文化のまち」づくり課	課長補佐
3	文化・スポーツ部 「スポーツのまち」づくり課	課長補佐
4	産業部 観光プロモーション課	課長補佐
5	都市計画部 都市計画課	専門員
6	都市計画部 公園緑地課	専門員
7	教育部 教育政策課	課長補佐

吉田城址保存活用計画 市民会議 委員

委員	所 属 (市民)
1	市民代表 (公募)
2	市民代表 (公募)
3	市民代表 (公募)
4	豊橋西高校文芸部 部員
5	豊橋西高校文芸部 部員
6	時習館高等学校歴史部 部員
7	時習館高等学校歴史部 部員
8	時習館高等学校歴史部 部員
9	時習館高等学校歴史部 部員
10	吉田城復元築城をめざす会 会員
11	豊橋市文化財サポーター
12	豊橋観光ボランティアガイド「ほの国豊橋案内人」会長
委員	所 属 (庁内職員等)
13	都市計画部 公園緑地課 職員
14	産業部 観光プロモーション課 職員
15	都市計画部 都市計画課 職員
16	観光コンベンション協会 職員
17	企画部 政策企画課 職員
18	教育部 教育政策課 指導主事

吉田城址保存活用計画 市民会議 オブザーバー

所 属
時習館高等学校 教諭 (歴史部顧問)

資料2 策定委員会及び各部会の経過

委員会・部会名等	開催日	主な議題
市民会議 事前勉強会	令和4年5月27日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市指定史跡吉田城址の概要 ・保存活用計画の策定について
第1回市民会議（高校生部会）	令和4年6月26日（日）	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市指定史跡吉田城址の概要 ・保存活用計画の策定について ・史跡の現状と課題について ・史跡の保存管理について
第1回市民会議	令和4年6月20日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の現状と課題について ・史跡の保存管理について
第1回庁内意見交換会	令和4年7月21日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の現状と課題について ・史跡の保存管理について
第1回策定委員会	令和4年8月29日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長・副委員長の選任について ・史跡の現状と課題について ・史跡の保存管理について
第2回市民会議（高校生部会）	令和4年9月11日（日）	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の活用について ・史跡の整備について
第2回市民会議	令和4年9月29日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の活用について ・史跡の整備について
第2回庁内意見交換会	令和4年10月31日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の活用について ・史跡の整備について
第2回策定委員会	令和4年11月28日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の活用について ・史跡の整備について
第3回市民会議（高校生部会）	令和4年12月18日（日）	<ul style="list-style-type: none"> ・運営と体制の整備について ・経過観察について
第3回市民会議	令和4年12月19日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・運営と体制の整備について ・経過観察について
第3回庁内意見交換会	令和5年1月17日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・運営と体制の整備について ・経過観察について
第3回策定委員会	令和5年2月2日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・運営と体制の整備について ・経過観察について ・計画案の承認